

平成 22 年度第 1 回 千葉県情報公開推進会議会議録

1 会議の日時 平成 22 年 8 月 19 日（木）午後 2 時 30 分から 5 時 20 分

2 場 所 千葉県庁本庁舎 1 階 多目的ホール

3 出席者の氏名

(1) 委員

多賀谷一照会長、伊藤さやか委員、魚住弘久委員、大田恭子委員、桑波田和子委員、佐藤晴邦委員、澤田成雄委員、菅野泰委員、萩原博委員、橋本安弘委員、保坂好一委員、柳瀬雄太委員（委員：五十音順）

(2) 事務局

和田正夫政策法務課長、濱崎稔情報公開・個人情報センター室長、長谷川聡副課長、情報公開・個人情報センター職員、文書室職員

4 会議に付した事案の件名

- (1) 苦情処理等の報告について
- (2) 施行文書の写しの保存等の取扱いについて
- (3) 苦情処理調査部会のあり方について
- (4) 情報公開制度の運営の改善に関する意見書について
- (5) 平成21年度行政文書の開示等の実施状況について
- (6) 自治体の情報公開条例の改正を求める意見書について

5 議事の概要

事務局（畑野） 本日はお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。井上委員、平野委員、藤井委員からは欠席の御連絡をいただいておりますが、ただ今の出席委員は半数を超えており、定足数に達しております。

それでは定刻でございますので、ただ今から平成 22 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議を開催いたします。なお、この会議は公開で行われており、傍聴要領の定めによりまして、本日は傍聴者の方が入室されております。また、この会議は議事録を作成することとなっておりますので、録音テープをとらせていただきます。作成された議事録は、御発言された方の氏名も含めて、千葉県のホームページに掲載し、公表することとしております。

議事に入る前に、出席しております事務局職員を紹介させていただきます。

<出席職員の紹介>

次に、本日お手元にお配りしてあります資料について御確認をお願い

いたします。お配りしてあります資料は、会議次第、委員名簿、座席表、平成 22 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議会議資料でございます。また、委員の皆様には「情報公開事務の手引」、傍聴者の方には「千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領」と「傍聴要領」がございます。資料の確認はよろしいでしょうか。

それでは、議事の進行につきまして、会長よろしくお願いたします。

多賀谷会長

それでは議事に入りますが、その前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。議事録署名は、魚住委員にお願いいたします。よろしくお願いたします。

本日は、6 件の議題を予定しております。まず、議題 1「苦情処理等の報告について」です。それではこれについて、事務局から説明してください。

事務局（濱崎）

それでは、苦情の処理状況等について説明をさせていただきます。お手元の会議資料の資料 1 をご覧ください。「苦情処理等の報告について」でございます。この資料につきましては、2 ページから 7 ページまでが「苦情申出一覧表」、8 ページ以降につきましては「処理結果通知書」「実施機関に対する是正等の意見の通知」で構成されております。

まず、本日までに苦情処理調査部会で処理をしていただきました平成 21 年度苦情 5 から苦情 9 までについて、その概要と処理結果について説明をさせていただきます。

資料 2 ページをご覧ください。初めに、苦情 5 から 7 までですが、類似の案件でございますので一括して説明させていただきます。申出人でございますが、苦情 5 から 7 までについては D さんです。申出日は平成 21 年 12 月 25 日でございます。実施機関は知事で、苦情 5 につきましては千葉地域整備センター、苦情 6 及び 7 につきましては葛南地域整備センターが担当でございます。苦情 5 から 7 につきましては、井上委員、橋本委員に苦情申出人及び実施機関に対して調査を実施していただき、平成 22 年 6 月 10 日に開催いたしました苦情処理調査部会で検討した結果、6 月 30 日付けで申出人への処理結果通知書と実施機関に対する是正等の意見を通知したところでございます。苦情の内容でございますが、4 点あります。

1 点目でございますが、苦情 5 につきましては「請求のあった日から 30 日以内に実施機関から何らも通知が無い」、苦情 6 も同じような

表現ですが「請求した日から 30 日が経過しても、実施機関から何らの通知が無い」、苦情 7 につきましては「請求した文書が理由を何ら示さず H21.12.22 まで公開されていない」というもので、いずれも開示請求に対する実施機関の応答又は応答の期限の延長について、速やかに行われなかった点と速やかに通知されなかったという苦情でございます。それでは、この点につきまして、処理結果の内容を説明いたします。2 ページの苦情 5 の下の方ですが、処理結果の欄をご覧ください。

「開示請求の対象となる行政文書が大量であったこと、当該請求について関係機関と協議、調整等をしなければならなかったこと、同じ時期に開示請求に係る問合せがあったことから、実施機関は事務の処理に時間を要し、やむを得ず当該請求に対する実施機関の応答の期限の延長を行ったと認められる。また、開示請求に対する応答の期限内に延長を行い、速やかに通知したと認められる。

実施機関の行った事務は千葉県情報公開条例に違反するものではない。なお、千葉県情報公開条例の趣旨からすれば、実施機関は、情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定が必要不可欠であるという認識をもって、引き続き真摯な対応に努めなければならないと考える。」というものでございます。

条例上は 30 日以内に決定し、速やかに通知するようになっており、実際にこの案件を見ますと、30 日の期限ぎりぎりに延長の決定が行われていますので条例には違反はしない。ただし、迅速な決定に向け、引き続き真摯な対応に努めなければならないというのが部会の判断でございます。

苦情 6 及び 7 の同様の苦情についても、結果は同様でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして 2 点目でございますが、資料 10 ページをご覧ください。苦情 6 の処理結果通知でございますが、3 (1) イでございます。この部分については、申出人の口頭説明で加えられたものですが、簡易書留が不在時に受け取れず申出人の利便に資していないという趣旨で、延長通知書を簡易書留で郵送する必要はないのではないかという苦情でございます。この点につきまして、処理結果の内容を説明いたします。資料は一覧表の 2 ページに戻ります。苦情 6 の下の部分、最後

の段落でございます。

「郵便物における受取人不在等の場合の取扱いについては、申出人が、口頭による説明で窓口において受取人に交付する方法があると述べたが、そのほかに様々な方法がある。また、送達日数については、申出人が、口頭による説明で簡易書留よりいわゆる普通郵便の方が送達日数が短期間であると述べたが、簡易書留とした郵便物については、日曜日、休日及び1月2日も配達される。したがって、申出人が口頭による説明で述べたこれらの観点から判断すると、申出人の利便に資していないということまではいえず、簡易書留で送付する必要はないということまではいえない。」というものでございます。

補足いたしますが、千葉地域整備センターでは、この苦情の申出を受け検討したところ、現在では普通郵便で郵送しているということでございます。

3点目でございますが、3ページをご覧ください。苦情7の上の方で苦情の内容の1)の部分、4行目でございますが、「H21年10月26日付決定通知書で公開された文書は理由を示さず一部分とした。」というものです。

補足いたしますが、実施機関が申出人に開示請求の内容を確認したところ、復命書を特定してほしいということでありましたので、実施機関は復命書を開示いたしました。また、実施機関は申出人に対し、復命書は開示したものだけであり、そのほか口頭で復命させることができる場合があることを説明いたしました。それでは、この点につきまして、処理結果の内容を説明いたします。3ページの下の処理結果1)の部分でございます。

「実施機関は、申出人に開示請求の内容を復命書と確認し、行政文書として特定したものである。実施機関に対し調査委員が事務局に確認させたところ、復命書は申出人に開示したものだけであった。これらの事実から実施機関が行った事務は適正である。なお、開示の実施において、申出人に対し復命書が開示したもの以外に存在しない理由に係る説明を行い、旅行に係る復命については復命書以外に報告書、議事録、打合せ記録等復命書以外の書面及び口頭による復命があり、復命書がない旅行があることを十分に説明しなかったものであり、実施機関はこのことについて十分に説明する必要があった。」というものでございます。

4 点目でございますが、苦情 7 の 2)、「上記公開された公文書が意図的に加工されていた。」というものでございます。これだけでは分かりにくいので補足いたしますが、資料の 13 ページをご覧くださいと思います。3 (1) イをご覧ください。

「当該行政文書のうち庶務事務処理システムから出力した旅行命令簿に代わる書面に記載された情報の一部が、開示の実施において開示されなかった」というものでございます。この点につきまして、処理結果の内容を説明いたします。3 ページにお戻りください。苦情 7 の処理結果の 2) の部分です。

「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定をした上で、申出人に閲覧しやすいようにと配慮するあまり、行政文書に記載された情報を削除したとのことであるが、全部を開示する旨の決定の意味を失わせるものであり。不適正な事務の処理である。したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。」というものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 19 ページをご覧ください。下の方ですが、「3 千葉県情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見」というところです。

「上記 2 (3) イについて、あるがままの形で行政文書を開示しなければならず、実施機関においては行政文書に記載された情報を加工することなく、開示しなければならない。また、条例第 12 条第 1 項の決定により開示する行政文書については、実施機関の内部において照合する体制をとる等再びこのようなことが起こらないように努めるべきである。」という意見を通知したところでございます。

以上が苦情 5 から 7 に関する処理結果でございます。

続きまして、苦情 8 について説明をさせていただきます。資料 3 ページの苦情 8 をご覧ください。申出人は E さんで、申出日は平成 22 年 1 月 20 日でございます。実施機関は知事、担当は安房地域整備センターでございます。

苦情の内容ですが、「答申書の写しを送付したまま放置（H21.10.21 安整 903～908 号） 異議申立ては部分開示決定処分の取消しを求めたのに同処分を取り消そうとしない。 1. 耐震偽装が明らかになる部分を千葉県情報公開審査会が開示するよう答申したため放置 2. 県職員が決定手続を理解していない。」というものでございます。

補足いたしますが、資料の 21 ページをご覧ください。苦情 8 の処理結果通知書の「3 (1) 苦情の趣旨について」の部分です。

「本事案は、苦情の申出書に『異議申立ては部分開示決定処分の取消しを求めたのに同処分を取消そうとしない』との記載がある。実施機関が行政不服審査法に基づいて行う決定を行わないことに対しての苦情である場合、千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 3 項第 3 号の規定により、千葉県情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当ではない。」

この第 27 条の 2 第 3 項第 3 号でございますが、推進会議が取り扱わない苦情として、「開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該申立てに係る苦情」というものがございまして、これに当たるのではないかとということで、苦情として処理することは適当ではないという判断をしております。

「しかし、本事案の苦情の趣旨を申出人に確認したところ、答申を受け付けた日から異議申立てに対する決定までの標準的な処理期間を徒過していることについて、実施機関に説明を求めているが実施機関の説明では納得ができないとのことであり、千葉県情報公開推進会議の苦情処理調査部会では、実施機関が異議申立人の求めに応じて、異議申立てに係る事務処理の進行状況、見通し等について十分な説明を行っているか、実施機関への調査結果等に基づき検証した。」とところでございます。

苦情 8 につきましては、伊藤委員、藤井委員に苦情申出人及び実施機関に対して調査を実施していただき、平成 22 年 6 月 10 日に開催した苦情処理調査部会で検討した結果、6 月 30 日付けで申出人への処理結果通知書と実施機関に対する是正等の意見を通知したところでございます。それでは、処理結果の内容について説明いたします。資料の 3 ページをご覧ください。3 ページの下の処理結果の欄でございます。

「本事案の対象となった複数の異議申立てについては、実施機関の説明によれば、行政文書開示請求に対する決定が複雑であること、当該開示請求に係る行政文書に関連性があること、処分の適否を判断するためには慎重な確認等が必要であったこと等、通常の事務の処理とは異なる特段の事情があるとのことである。

しかし、実施機関は標準的な処理期間内に異議申立てに対する決定

を行っておらず、申出人は実施機関に対し説明を求めているが、実施機関は申出人に対し、標準的な処理期間を徒過する特段の事情について十分な説明を行ったとは認められない。

そのような状況下において、標準的な処理期間が経過した後に申出人より説明を求められたのだから、少なくともその時点で、実施機関は申出人に対し標準的な処理期間を徒過する特段の事情等を十分に説明するべきであった。

したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。」というものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 32 ページをご覧ください。32 ページの最後の部分、「3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見」というところです。

「処分の適否を判断するために慎重な確認等を行うことと速やかに異議申立てに対する決定を行うことを両立させることが必要である。

標準的な処理期間を定めた以上、実施機関は、少なくとも異議申立人から説明を求められた時に、異議申立てごとに標準的な処理期間を徒過する特段の事情を含めて異議申立てに係る事務処理の進行状況及び見通し等を説明するべきである。」というものでございます。

最後に、苦情 9 について説明をさせていただきます。資料の 4 ページをご覧ください。申出人は F さんで、申出日は平成 22 年 1 月 23 日です。実施機関は知事、担当は政策法務課でございます。

苦情の内容ですが、「情報公開センターの受付の苦情を訴えます。平成 19 年 3 月 30 日、建築指導課の副課長が〇〇の提出した報告書を私に渡すといって情報公開センターへ連れて行き、センターの女性職員が 1 枚の用紙に記入させ収受の印も押した。その後、建築指導課の副課長がセンターの事務所に入っていく何やら話したら、センターの女性職員が、『渡せません』と言って収受の印にバツテンされた。私への返答で県庁へ呼び出しておいて、何の権限があって、それを渡されないとしたのか。渡せられないのなら、書面をもってその理由を出すべきだった。」という苦情でございます。

これだけですと分かりにくので、補足させていただきます。

資料の 34 ページをご覧ください。33 ページから「処理結果通知書」ですが、そのうち 34 ページの 3 (1) の部分です。「苦情の趣旨について」ということで、本事案の趣旨を簡潔に申しますと、「本事案は、建

建築基準法第 12 条第 5 項による報告書の写しの交付を受けるにあたって、施主の代理で来ているのに、委任状を要求されたという情報提供の対応及び情報公開・個人情報センターにおいて行政文書等の写し等の交付申請書を記載させ收受印を押印したにもかかわらず、その後、收受印にバツテンを付し返却したという受付事務に対する苦情並びに行政文書開示請求の手続きに対する苦情である」というものでございます。

この苦情 9 につきましては、菅野委員、柳瀬委員に、苦情申出人及び実施機関に対して調査を実施していただき、6 月 10 日に開催した苦情処理調査部会で検討した結果、6 月 30 日付けで、申出人への処理結果通知書と実施機関に対する是正等の意見を通知をしたところでございます。

それでは処理結果の内容について説明いたします。資料の 4 ページをご覧ください。「処理結果」のところです。

「実施機関（政策法務課）の説明を確認したところ、建築基準法第 12 条第 5 項の規定による報告書の中には申出人以外の個人情報が含まれているため、申出人に対して千葉県個人情報保護条例上、本人以外に個人情報をみだりに提供できないこと、本人以外に県の保有する個人情報を提供するには、本人が提供に同意していることが必要であることを説明し、それを確認するために建物所有者の委任状の提示を求めたことが認められる。したがって、本件文書の写しを渡せない理由や委任状が必要な理由について説明がなかったという申出人の主張する事実は確認できなかった。

情報公開・個人情報センター窓口を担当する職員が、申出人以外の情報が含まれる本件文書の写しを申出人に交付することは個人情報保護条例上問題があり、申出人に交付するために建物所有者の委任状の提示を求めたことについては、不適正な点があったとは認められない。

しかし、実施機関（建築指導課）職員は、申出人に写し等の交付申請書を記載させる前に、窓口担当に対し、情報提供の趣旨や本件文書の内容、特に申出人以外の個人情報が含まれるものであることなどについて説明を十分しておらず、実施機関内部の意思疎通が図られていなかったこと、その結果、申出人に対して本件申請書の趣旨を十分説明しないまま本件申請書を記載させたことが苦情の原因となったと認められる。実施機関としては、個人情報が含まれる文書の写しを情報

提供として交付する場合は、より慎重な事務処理が必要であった。

なお、申出人は行政文書開示請求の正式な手続きの案内をしてほしかった旨の主張をしているが、実施機関（窓口担当）は本件文書には申出人以外の個人情報が含まれているため、行政文書開示請求を勧めることは適当でないと考え、申出人に情報提供により本件文書の写しの交付をしようとしていたため、行政文書開示請求の説明をしなかったものと認められる。」

行政文書開示請求をすると、個人情報がすべて不開示となるため、本人の要求を満たさないという判断でございます。

「しかし、申出人に対しては、情報提供も含めた広義の情報公開制度の手続きについて説明を行うことが望ましかった。以上のことから、実施機関（建築指導課）の事務処理は、慎重さを欠くものであり、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。」というものでございます。

是正の意見につきましては、資料の 44 ページをご覧ください。44 ページの下の部分、「3 情報公開推進会議の意見」ですが、「実施機関が個人情報を含む文書の写しについて情報提供を行う際に、事前に情報提供できる文書であるかの確認や申出人に対する説明を十分に行っていたならば、このような苦情は生じなかったと認められる。実施機関においては、個人情報保護条例を理解し、情報提供にあたっては、その趣旨の説明を十分行うなど再発防止に努め、より慎重な事務処理を行われない。」というものです。

以上が、処理の終了した事案でございます。

続きまして、現在調査中の平成 22 年度の苦情 1 から 8 までについて、苦情の概要を説明させていただきます。資料は 5 ページから 7 ページまでになります。

全部で 8 件ございます。申出人はすべて A さんでございます。苦情 1 及び 2 につきましては、申出日は 4 月 6 日及び 4 月 9 日。実施機関は知事で、担当課は政策法務課、知事室、総務課、農村振興課です。苦情の内容は、異議申立てから約 2 年経過して決定書が来たというものでございます。井上委員と桑波田委員に調査をお願いしております。

苦情 3 及び 4 ですが、申出日は 4 月 27 日と 5 月 6 日でございます。実施機関は知事で、担当は農村振興課です。補正の求めに対する苦情でございます。調査は伊藤委員と佐藤委員をお願いしております。

次に6ページ、苦情5及び6ですが、申出日が5月6日及び6月7日でございます。実施機関は知事、担当は総務課、市町村課、健康福祉指導課、農村振興課です。文書の保存期間に対する苦情でございます。調査は菅野委員と澤田委員をお願いしております。

最後に苦情7及び8です。7ページになりますが、申出日は6月14日と21日でございます。実施機関は警察本部長、担当は県警の広報県民課です。県警本部の情報公開窓口における苦情でございます。調査は井上委員と橋本委員をお願いしております。

以上で、議題1の説明を終了いたします。

多賀谷会長

はい、御苦労さまでした。それでは、今の「苦情処理等の報告について」、まず、部会長、補足をお願いいたします。

菅野委員

部会長の菅野です。補足、意見はあまりありませんけれども、今、事務局の方から説明をいただいた、苦情5から9まで、5件の苦情が出ました。そのうち、3件についてそれぞれ事情は違いますけれども、いずれも是正等の意見を通知したということで、5件のうち3件については、少なくとも苦情の申出が正当であったということになりますので、いまだに、この種の情報公開を巡る苦情については多数申出がありますけれども、改善の必要があるという申出が多数あるというのが現実でございます。

具体的には、私が柳瀬委員と担当した苦情9についてのみ、コメントをさせていただきますが、これは是正の意見を出しておりますが、非常に分かりにくい事案でございました。単純に言えば、ある方が家を新築をされて、その新築について業者さんと争いがあると。新築が、要するに建築基準法等に従ってなされてないのではないかという疑いを持たれたと。ところがそれが、施主というか建築主が御主人で、御主人が苦情を含めた建築についての異議の申立て等をされていなかったんですが、配偶者である妻の方、同居をされてたわけですけども、その方がこの建築はおかしいということできずと争って、いろんな手続をなさろうとしていたという事案であったようです。

そういう事案で、実際上は施主さんは何にも文句を言わないと。配偶者の妻が県の方に申し入れをしたり、いろんなことをされていたという案件で、少なくともその時点で、専門家からすると、どこまで妻がどういうことができるかということ整理をまずすれば、もう少し分かりやすかったのかなというように思いました。

それから、問題の、いわゆる報告書の写しをあげるからという話になったということになってるんですけども、これも、県の建築指導課でなさっていたことが、現実的にはよく分からない。何のために妻に来ていただいて、そういうことをされようとしていたのかというのが分からなかった。それから最後になって、「いや、渡せないよ」という話になって、そこからまた、きちんとこういう手続を取らないとこういう文書は外に出せないんだという説明が十分なされていなかったと。その情報公開センターで、そういう説明を担当者のところできちんとなされないで、それが苦情となって申し出られたということで、もう少し県の方できちんとした対応をすれば、こういう苦情を申し出られずに事務処理が進んだのかなというような案件だと思いました。

それ以外のところは、担当者の方、井上委員は今日来られていないんですが、伊藤委員のところでも是正の通知は出されておるので、あれば補足をいただきたいと思います。以上です。

多賀谷会長

ありがとうございました。それでは、苦情処理を担当された調査委員の方々、御意見をいただきたいと思います。

苦情 5、6、7 は井上委員と橋本委員の担当ですので、そうですね、井上委員はいらっしゃらないので、橋本委員からどうぞ。

橋本委員

橋本です。井上委員と一緒に D さんの話を聞いて、基本的には窓口でのトラブルというよりも、最初の 2 件は、いずれにしても期限ぎりぎりまで延長するなり、それから回答がないというもので、県の職員の情報公開の姿勢に対する話がほとんどでした。苦情 7 の是正に関する意見を実施機関に出したことについては、事務局から説明があったとおり、そういうかたちで、一応、実施機関に意見を言うべきだということになりました。以上です。

多賀谷会長

苦情 8 について、伊藤委員、何かありますか。

伊藤委員

伊藤です。苦情 8 を担当しました。これも、資料をちょっと見ていただければ分かりますけれども、28 ページのところですか、6 件の答申に係る異議申立てに対するものということで、なかなか複雑な事案ではあったのですが、やはりこれも当事者間の中できちんと説明がなされてたのかとか、その期間が延びてしまったことについてのきちんとした説明がなされてなかったということが分かりましたので、それに対して是正の意見を出すというかたちになりました。以上です。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。それでは苦情 9 は、これは柳瀬委

員どうぞ。

柳瀬委員

苦情 9 の担当をさせていただきました、柳瀬でございますけれども、先ほど菅野委員からお話があったとおりでございます。特に私の方からはございませんけれども、やはり、この苦情につきましては、33 ページに記載のとおり、19 年からずっと述べてきた問題でございます、いずれにしても窓口の対応、これが何よりも十分でなかったということは言えるものだというように考えております。やはり窓口、ここで初期対応、これを十分にしておれば、このような問題はなかったものだというふうに考えております。以上です。

多賀谷会長

ありがとうございました。それでは、以上の苦情 5 から苦情 9 につきまして、その他に何か、委員の方、御意見、御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で、議題 1 を終わります。

次に、議題 2 「施行文書の写しの保存等の取扱いについて」、事務局から説明をしてください。

事務局（濱崎）

それでは、議題 2 の施行文書の写しの保存等の取扱いについて説明いたします。お手元の資料、45 ページ、「資料 2」とインデックスが付いておりますが、45 ページをご覧ください。

これまでの経緯を簡単に御説明いたしますと、1 のところでまとめてございます。本年 1 月 21 日に開催いたしました、平成 21 年度第 3 回の苦情処理調査部会において処理した苦情の中に、起案文書と施行文書を開示請求したのに、実施機関は施行文書の写しを保存していなかったために起案文書だけを特定して開示した、そういうことに対する苦情があり、それに関連して施行文書の写しの保存等についての意見がございました。苦情処理調査部会においての主な意見は 1 に記載のとおりですが、施行文書の写しの保存について推進会議で議論をしていただくということになりました。

これを受けまして、前回の推進会議で議論がなされ、御意見をいただいたところでございます。資料の中ほどの「2 平成 21 年度第 2 回情報公開推進会議での意見」のところでございます。

一つ目として、「施行文書の写しの保管について、適正な管理のあり方を一度きちんと考えておくべき必要がある。また、施行文書として発出したから手元にないにしても、パソコンの中に情報がある場合、そのパソコン内の情報の扱いはどうなるのか、明確な定めがないよう

なので、文書管理に絡めて考えておく必要がある」というものです。

それから、二つ目として、「魚住委員の専門の話になると思うので、できれば次回に意見を聴きたい。施行文書の写しの保存について、特に基準がないようなので、魚住委員の意見を聴いた上で、推進会議で継続的に検討していただきたい」という御意見を、2番目については会長からいただいております。

なお、推進会議において事務局から説明いたしました、施行文書の写しの保存の現状につきましては、資料の1番下の3番目に記載のとおりでございます。「施行文書の写しの保存に関しては、行政文書規程等で特段定められていない」ということであるとか、「個々の業務の内容、文書の性格等を勘案し、必要に応じて保存している」、「施行文書の写しのすべてを保存するというのは、環境マネジメントの面、施行文書が多量な場合の事務負担の面等から、必ずしも合理的なことではないと考えられる」、それから、参考までに、東京、神奈川、埼玉、その他近県の状況を確認いたしましたが、施行文書の写しの保存について文書規程等で定めているところはないという状況でございます。

前回の推進会議までの経緯は以上のとおりです。

多賀谷会長
魚住委員

はい、それでは、魚住委員から御意見を申し上げます。

46ページをご覧いただきたいんですが、私の方で作成したのは、最初に書いてあるんですけども、実質的な施行文書に関する議論をするには、やはり実態を把握して、論点を抽出する作業というのが必要になってきます。そうした作業の前段階的な意味を持つものとして作成したのが、このメモです。ですから、このメモは行政文書管理の大枠を示したものでありまして、それぞれの委員の方々の行政文書の現状に対する認識、これは現状を批判的にとらえるということも含めてですけれど、そういった認識を深めることを目的として作成しております。

つまり、このメモというのは千葉県の実態を踏まえたものではありませんので、この先、実質的な議論をもしも行うというのであれば、千葉県全体の行政システムと文書管理規則を精査して考えていく必要があるということになります。こういう目的で作ったものが、このメモです。

まず、認識を深めるという意味で作りましたので、(1)と(2)で現

状のお話をいたします。まず、実質的な管理対象となっている行政文書は一体何なのかということです。管理のあり方が適切か否か、現状のあり方が適切か否かという判断は別にいたしまして、行政文書というのは、一般に次のような視点から作成されて、保存されているというところがあります。

一つは、行政文書というのは行政組織内の意思決定を行うために作成されているということです。つまり、行政文書というのは業務遂行の文脈から作成されたものでありまして、情報公開の前提となる記録管理の文脈の下に置かれているわけではないということです。これが一つ目です。

二つ目は、行政文書の基本というのは、決裁とか供覧といった事務処理手順を経る、いわゆる「起案文書」であるということです。起案文書中心主義というように書きましたが、行政文書イコール起案文書というように認識されているということです。ですから、起案文書に決裁とか、判こを押していくわけですけれども、その起案文書に資料としていろいろなものが添付されない限り、基本的には起案文書でない文書というのは残りません。何々について、こういうふうにやろうと思いがいかかでしょうかというように起案文書を作るとしても、そこにどういうことをするのかという資料を添付していかない限り、その資料の部分というのは残らないということです。こうした起案文書中心主義というのは、行政文書ファイル管理簿が起案文書、これは供覧文書まで含めて言うておりますけれども、起案文書のみを登録するようになってくることに端的にうかがうことができます。起案文書以外は、基本的には登録できないということです。

三つ目ですが、起案文書に何をそれでは資料として添付するのかということは、決裁権者とか担当者次第であるということです。つまり文書管理規則に、その起案文書にどういった資料を添付しなさいという基準は書かれておりませんので、決裁権者とか担当者がどういうものをその説明のときに付けておいたほうがいいのかということで付けない限り、そういった資料は残らないということです。ですから、ある文書が資料として起案文書に添付されるか否かによって、情報公開を通して文書が出てくるか出てこないかが決まるところがあるわけです。すべてがというわけではないんですが、起案文書に資料が添付されていれば、情報公開を通して文書が出てくる可能性があるんですけ

れども、出てこない場合もあるわけです。資料を付けるかどうかというのは、担当者とか決裁権者によって決まってくるので、出てこないこともあるということです。

それで、情報公開の申請者が文書の開示のされ方に不審を抱くというのは、こうした文書管理のやり方と無縁ではないということが言えます。ですから、ある時は出てきて、ある時は出てこないのはなぜかというのは、そういうように資料として添付しているか否かによって変わってくることもある。すべてとは言いませんが、そういう場合が多いということです。これが実質的な管理対象となっている、行政文書ということです。

二番目は、今回問題になっている施行文書なんですけど、これはどういう論理で運用されているのかということですが、一つは、施行文書の原本の内容というのが起案文書に書かれているということです。これも起案文書中心主義なんですけれども、施行文書の原本を作成するに当たっては、その内容について起案文書を作成して決裁を受けている、だから、施行文書の原本の内容というのは起案文書に書かれているという論理をとっているわけです。

二つ目ですが、そういった決裁を経た起案文書をもとに施行文書が作成されて、施行文書の原本が発出されるわけです、先方に。したがって、原本というのは発出元には存在しないということになります。県庁内にはないということになります。では内容はといえば、先ほど言ったように、施行文書の内容というのは決裁を経た起案文書で確認することができるという論理になっているわけです。これも起案文書中心主義的な文書管理になっているわけです。

三つ目ですけれども、施行文書の原本の写しなんですけど、今回問題になっている写しなんですけど、これは文書管理規則に保存するように書かれていないために残されていません、基本的に。しかしながら、起案文書を見れば施行文書の内容は確認できるということになるわけです。ただし、担当者によっては、あるいは決裁権者によっては写しを念のために起案文書に資料として添付する場合もあるわけです。これは担当者等の判断によるんですけれども、念のために施行文書の写しを残している場合もある、起案文書に付けて残している場合もあるというわけです。しかし、残すというような規定がないので残されていないというのが現状です。ただ、内容は起案文書で確認できるとい

うようになっているわけです。

四つ目なんですけれども、行政文書管理簿は、起案文書のみが登録できるようになっているという、そういうシステムになっています。ですから、現行におきましては、施行文書を単体で登録できるようなシステムにはなっていません。ましてや、写しというのは登録できません。これも起案文書中心主義的な文書管理になっているわけです。これが実態の大枠ということになります。

では、その(3)なんですけれども、この問題を考えるにあたっての基本的視点ということなんです、幾つか思いつくことをお話ししようと思いますが、前回の会議では、例えば、発出した施行文書の写しが発出元に残っていないのはおかしいという意見が出たり、あるいは、起案文書と施行文書の原本が常に間違いなく合致しているかどうかを確認するために写しは必要なのではないかといった意見が出ていたわけです。つまり、その会議の中では、施行文書の保存のあり方に問題があるという意見がいろいろ出ていたわけです。

しかしながら、今、(1)と(2)でお話したように、行政機関では、施行文書の内容を記した起案文書が組織内に残されていますので、写しをわざわざ残さなくても内容が確認できるという論理で文書管理を行っているわけです。したがって、今回問題となった事例につきましても、行政の側からいけばルールに基づいて管理をして、請求に基づいて必要な部分を開示したので問題はないということになるわけです。

ただ、一つ問題なのは、起案文書と施行文書というのは合致しているという論理でこの仕組みができていて、そこに官僚は間違えることはないという、無謬性をみることも可能なんですけれども、それを問題はないというように考えているのが行政側の論理なわけです。要は、会議の中でみられた意見と行政の考えの相違、見解の相違というのは、いってみれば行政文書を巡る行政の論理と各委員の感覚のずれによって、これが生じているというわけです。

では、このズレを解消するにはどういう方法が考えられるのかということ、少し仮説的にお話してきたいんですけども、そこにはどういう問題が生じるのかということを考えていきたいんですが、仮に、あくまでも仮に、今、施行文書の写しを残すように文書管理規則に書かれていないので、文書管理規則に写しを残すようにというよう

に規定したらどうなるかということを考えてみようと思います。

施行文書の写しをすべて残すということは、純粋技術的に言えばできないことではないわけです。しかしながら、この規定を書き込むことにより生じる問題と、それへの対応策を考えていく必要があることは言うまでもないわけです。

施行文書というのは多種多様なわけです。さらに、多方面に発出されますので、場合によっては100とか200とか、かなりの多方面に出しますので、施行文書の写しを漏れなく残すとしましたら、まず言えるのは施行文書の原本を大量にコピーしなければいけないということです。そうやってきますと、例えば各職員のコピーに費やす時間というのが、従来に比べて大幅に増えまして、他の業務に支障が出てくるのが予想されます。つまり、日々の仕事に支障が出てくる可能性を否定できないということです。

その施行文書の写しにつきまして、どういう種類のものをどの程度残すのか、またはどのような媒体で残すのかという点は実現可能かどうかを含めて、つまり、行政文書を漏れなく分類することができるのかということにつながってくるんですが、そういった、その写しをどう残すのかということが、それが実現可能かどうかも含めて、行政実務とのかかわりの中で、これは慎重に検討される必要があるわけです。また、場合によっては、従来の業務遂行にかかわる職員とは別に記録保存にかかわる職員を新たに配置する必要があるという可能性もあります。そういったことを例えば考える必要があるということです。

さらに、その施行文書の写しをどのように管理するのかということについても考えておく必要があるわけです。先ほどお話したように、現状では、施行文書の写しを単体で残すことのできる文書管理システムにはなっていません。そういったことを実現するには、出先機関も含めた県庁全体の組織内のシステムを全面的に改編するという、大掛かりな作業が必要になってきます。しかも、先ほど少しお話が出たと思うんですが、施行文書の写しを残している自治体というのは、私の知る限り聞いたことがありませんので、そういった意味では、このシステムをつくるには予算の手当も必要でしょうし、相当の検討時間が必要になるということが予想されるわけです。

例えばということで考えてみて、いろいろな問題があるということ

です。文書管理をきちんと行うには、筋論としてはそれなりの予算を投入する必要があるって、人的にも、またシステムとしても、きちんとお金を入れて、その体制を整える必要があるわけです。しかも、それは行政の業務との関係も念頭に置いて考えられるべきでありまして、机上の空論だけでできることではないわけです。ですから、行政機関全体の中で、これをどうするのかということをごきちんと考えていかなければいけない話であるということです。

今回の問題というのは、そういった意味で、県庁のシステム全体の中で考えるべき話でありまして、簡単に解決できるような話ではないわけです。ですから、もしもこれを何とかしようというのであれば、時間をかけて多くの論点について検討していく必要があるということが言えます。

これは論点の整理にすぎませんので、これを用いて、皆さんの御意見をお伺いできればというように、議論を交わすことができればというように思います。以上です。

多賀谷会長 ありがとうございます。ほかの委員の方、御意見等ありますでしょうか。どうぞ。

澤田委員 澤田と申します。先生の言われる起案文書中心主義という、主義のほかに何かあるんですか。

魚住委員 ちょっと、おっしゃってる意味がよく分からないんですけども。

澤田委員 今、言われた、この起案文書中心主義という主義があるんでしょう。そのほかに何か別な主義というのはあるんですか。

魚住委員 いや、主義はないですね、役所の中にはないです。

澤田委員 じゃあ、ことさらこういう表現でなくても。

魚住委員 ええ、いいです。ただ、分かりやすくするように、起案文書を中心にとにかく文書を管理しているという意味で使ったので、特にそこに深い意味はありません。分かりやすくという意味です。

澤田委員 はい、分かりました。魚住さんは、国の文書管理規程をご覧になりましたか。どの省庁でも。

魚住委員 すべての省庁じゃないんですが、幾つかは見てます。

澤田委員 そこには、原本について何と解説しておりますか。

魚住委員 何の原本でしょうか。

澤田委員 起案文書の原本ですよ。起案文書の原本とは何という、そういう解説をしておる。

魚住委員 起案文書とはこういうものであるというのは、確か書いてあったと思うんですが、ちょっとそこまでは。

澤田委員 そういう議論をするんだから、正確におっしゃっていただかないと。

魚住委員 それはすいません、私、資料を持ってこなかったもので、正確には言えません。そこまで今日議論すると聞いていませんでしたので。

澤田委員 それから、いろいろ言われましたけども、都道府県自治体は別として、いろいろな省庁の文書取扱い、あるいは文書管理規程というのがあるんですよ、省令で。それはご存じですよ。

魚住委員 いろいろな自治体にもありますよね。はい、つくってますね。

澤田委員 国のことを今、言っています。

魚住委員 国もつくりますよね。

澤田委員 それで、自治体も総務省で相当な、何か自治体にモデル文例を、相当前ですけど示しているはずなんです。そこで、文書とは何ぞや、公文書とは何ぞやとか、添付書類とは何ぞやとか、そういういろいろな定義をして進んできて、今日まできているんです。

それから、今言われたのは、どの程度の調査で言われたのか知りませんが、もうちょっと公文書は何ぞやとか、それから、今言われた、施行文書とは何ぞやとか、それから原本という概念はしっかり解説しておりますから、それをきちっと議論して、お示しいただいてから議論したほうがいいと思うんですよ。

魚住委員 そういう意見はあるんですけども、今日は、その施行文書についてどうするのかということでしたので、その点に焦点を絞って、今お話をしました。

澤田委員 今、すらすらと言われたから、今、一つ一つでお伺いして、皆さんの意見を聞きたいなど、こういうことで申し上げたんですけども。

多賀谷会長 澤田委員の御意見は、要するに、国の場合には施行文書はどうしてるかということを知りたいということが一番中心なんでしょうか。

澤田委員 それもそうですし、原本とは何ぞや、添付書面を含むとか、そういう表現をしてるのかどうかと。それも、もうお調べになったというのなら、是非聞きたいです。

魚住委員 実はですね、その施行文書についての研究というのは皆無に等しい状況でありまして、そこまで全国的にどうなっているのかとか、各省庁、すべての省庁どうなっているのかというのは、実はよく分かっていないところはあります。研究が進んでいないというのはあります。

澤田委員

国会図書館で公文書管理とか、そういう検索等をしていただければ相当数ある研究課題で、各省庁が研究課題でやっているんですよ。文書は文書で何で、うちでは公文書はこうあるべきとかね。それぞれの省庁でやってるんですよ。それで自治体も、それほどじゃないんですがそれぞれやってるはずなんです。文書取扱規程、あるいは文書管理規定の中の一番最初に出てくる、公文書とは何ぞやという、そういうところからお話をさせていただくのならしていただきたいと思っています。

多賀谷会長

基本的にその話は、今年新たに、公文書管理法という新しい法律ができて、多分それで全部リシャッフルして定義したんだと思います。

澤田委員もおっしゃいましたけど、私の寡聞ですけれども、日本の場合には国も含めて文書管理のやり方、非常にばらばらであるといえますか、多分省庁によっても違うでしょうし、アメリカとかほかの国と比べると、そこのドキュメンテーションがしっかりしていないというのは、多分実態であるという認識だと思います。だから、国の場合でも、省庁で違っているだろうとは思っています。

魚住委員

文書管理規程が各省庁で、おっしゃるように全部違うので、名前も違うし内容も違うわけです。これは多賀谷会長の方が御専門なんだろうが、情報公開法の方に行政文書の定義というのがあるんですね、そちらでしているのが実情です。

多賀谷会長

はい、どうぞ。

伊藤委員

伊藤です。魚住委員に教えていただきたいんですけども、前回のこのお話は、要するに端的に言って施行文書と起案文書は異なっている可能性がある、それについて何らかの担保があるのかという、そこがたぶん素朴な疑問で出てきたお話だと思うんです。

それで、先生がここに書いていただいている、(2)の「施行文書の原本の内容は、起案文書に書かれている」という、これが例えば、私システムについて全然分からないですけど、起案文書でこれが決裁印みたいなかたちで、ボタンを押したらその後全く改ざんができないというシステムなのであれば、別にそう説明すれば、そこから出したものと全く合致してますよねというのが、多分すぐ分かるんだと思うんですよ。そういった、システム的な担保は何かあるんでしょうか。

多賀谷会長

内容的同一性と現実にそれが同一であるということが。

伊藤委員 そうですね。

多賀谷会長 担保されてるかどうか。

魚住委員 コンピューターばかりではなく、手作業でやっている場合も多いよ
うなので、当然、誤りが出てくる可能性が否定できない。ただ、やは
り公印を押して出す場合には文書課とかでチェックをしてやってると
か、そういったことはいわれますが、それもどうなってるのと言いつ
いたら、外からはチェックしようがないというところがあります。

多賀谷会長 一般的な実務で、民間の場合だとですね、やはり知事の権利義務に
関係するような文書について、それが知事に渡したものと、どうい
うものを渡したかということは、後で公証できるようになってないと、
やはりそれはできないわけです。

 問題は、この場合において、施行文書の場合、それがすべて必要か
ということ。要するに、恐らくこの行政の頭には、行政の内部でやる
伝達についてはいいんじゃないかという発想が多分あると思うんで
す。私はやはり、すべてやるのは無理かもしれないけど、一部はやは
りそういう、ある種の公証システムといいますか、同一性を担保する
という仕組みが恐らく将来的に、今後は必要だろうという気がいたし
ます。

魚住委員 そういうことも可能性としてはあると思うんですが、私がちょっと
考えていただきたかったのは、そうするには、やはり予算措置が必要
になってくる可能性があると思うんです。人が要るとかですね。

多賀谷会長 それは、多分、私の考えとしては、電子化とともにしかやり得ない
だろうと。電子化をすれば、タイムスタンプを付けて、そこで対応を
するという事は、それは、ほとんどコストなしでできると。文書に
関してはちょっと無理だと思います。

魚住委員 ただ、ちょっとこれはまだよく分かってないのですが、実態として
電子化でどのくらい処理しているのかということは、やはりあると思
うんです。予算は付ければいいという発想はあるのは当然で、重要
なものにお金を付けるというのは当然あり得るんですけども、ただ私
が気になったのは、何でもかんでもやるということになると、日々
の県民サービスのほうが止まってしまう可能性がないわけではない。
すべてとは言いませんけれども。なので、その辺がやはり動くよう
にしておく。情報公開も非常に重要で、それが重要であればそこ
にお金を投入して、それなりの体制を整える必要はあるのではない
かというふう

には思ったので、そういうふうに書きました。

多賀谷会長
澤田委員

どうぞ、澤田委員。

国の場合ですけど、起案文書には必ず、これは浄書しますよね。昔はタイプライター、今は別なのでやりますよね。必ずとっていいほど、原本のほかにどういう文書を出したかっていうことを明らかにするために付けておるんです。付けていたんです。今もいると。

それで、どれほどの、今言われる予算がかかるかという予算の話になりますと、民間と、官公庁との文書の何ていいますか、評価とか重要性というのは全然違うんです。そういうと民間の方に怒られますけども、民間はものすごく早く処理しますよね。ところが、国あるいは自治体は、その文書はほとんど権利義務に関する文書なんです。そうでないのもありますけれど。

それらは、各省庁に文書担当課長あるいは文書主任、ないし文書係長、文書専門官というのがいて、厳しく書類をチェックしているんですよ。その省によって方針が違うかもしれませんがね。そういうことで、原本には必ず、発送した写しというのが、私どもは原本の浄書したものを施行文書という表現は使っておりませんが、コピーしたものを、それを必ず取っておくんです。取っておるんです。

それでも、前回のように、どこかの省庁のように、国会に提出する起案・決裁、大臣までした決裁を、出したときに違った文書になったという、そういう現実の問題がある。これは何も、多分、意図的にそうしたと思うんですが、公文書というのは、人の権利義務に関するものだから、原本があればいいやという、そんなもんじゃないんですよ。けれどそこも、基本的なところから、もうちょっと議論していただければいいのかなというふうに思うんです。

それから、予算と申しますのは、そんなにコピーを取って、施行文書のコピーを取ったからといって、人を雇わなきゃいかんほど、そんな大量な、私どもの経験からいうと、そういう作業ではありません。どうせチェックして、原本と読み合わせするんです。読み合わせ必ずするんです。それで、正確なものをきちんと全部、一体として原本つづりにとじて、それで一件落着という完結文書になるはずでございます。

魚住委員

ちょっと私の認識はそうではなくて、そうであれば、それだけきちんと文書管理がなされているのであれば、情報公開の請求のときにこ

れだけ問題が起きたり、公文書管理法が必要であるという話にはならないわけですね。やはりいろいろな問題があるのではないかと考えております。

今おっしゃった、チェックしてというのも、行政の論理が正しいのかどうかは別にして、例えば、300 か所に送る場合、300 の原本ができるわけですね。今の話、チェックしてとおっしゃったので、そうなってくると、やはりそういうのは難しいですよという話ですよ。

多賀谷会長

国と県、市町村とで、多分、文書の性質が違うんだと。国の場合には保存するのにそんなにコストはかからないですよ。県になれば、市町村になれば、要するにダイレクトに市民に出すわけで、件数等が多くなってくるんですから、多分そのコストは桁が違うだろうということになると思います。

澤田委員

いや、原本、1 通でいいんですよ。写しも 1 通でいいんですよ。そんな、極端な話をされないでください。それで、あなたの言うようなやり方ではそれはすごいことに。

魚住委員

いやいや、極端ではなくて、やはりそういう理屈で動いているので、理屈がいいか悪いかは別ですよ。だから、やはりそこは、どう変えていくかは、もしも、それが問題であるというふうに強く意見がまとまっていくようであれば、そこまで変えていかないと。役所は原本を出すというふうに考えてるので、そこをどうするか。

澤田委員

魚住さんと私とは、行政庁にいた、実際に文書を取り扱った年数が違うようですから、何とも言えないんですが、もっと、せっかく勉強されるなら、実態を本当に調べてみてくださいよ。

柳瀬委員

今、県庁のいわゆる電子決裁システムですか、それはどの辺まで進んでいるんですか。

魚住委員

私は、千葉県の場合は、実は調べていません。そこまでやっては、もう話が複雑になりますから。

柳瀬委員

場合によってはその、決裁だけは、いわゆる起案文書ですね、あるいは実施伺いと言うんですかね、その辺のところは電子決裁でできると。しかしながら、施行文書というのが当然使われていますけれども、実際、その実施伺いに記載された、実行面での文書、これが当然添付されるわけですが、その添付は、多分システムの中には取り込まれてないだろうと。

それは、ここの、登録できる、できないの文書があるわけですから

ども、多分できない方になっているのかなど。それはじゃあ、どこで判断するか、それはやはり文書に添付された、それで判断するしかないんですよね。

そうすると、それを今度、全部登録していきましようというふうなことになる、当然、言われているような、予算上の措置等々が、当然必要になってくるだろうというところから判断すると、これはやはり簡単にはいかない、そういうものであるのかなというふうに思うんですけれども、まずそういうところから、ちょっと県のほうの進捗状況というか、それを確認したかったわけです。

多賀谷会長

決裁の話と、それからそれを通知をするということ、通知のところも電子的にやると、そのところで、要するにタイムスタンプを付けて、保存して送るとというのが当然ですから、そこで實際上、施行文書も電子的に保存されて、それが後付けができるようにはなります。そこまではなかなか日本は、タイムスタンプも普及してませんので、なかなかまだできてないんです。

どうしますかね、この話。私なりの責任で、魚住委員に話を持ちかけたんですけども、ただ、これ以上問題を、苦情処理調査部会でやる話をちょっと越えてますので。

魚住委員

きちんとやるんだったら、そういうところで組織を作ってやらないと無理ですね。

多賀谷会長

しかし、苦情処理調査部会がそれをやるかということは、ちょっと無理なので。

魚住委員

ちょっと大きい話ですよ。

多賀谷会長

皆さん、御意見ございますでしょうか。差し当たり、今日はここまでにして、場合によるとそのうちまた復活して何か議論してもいいでしょうけれども、今日、前回に続いて、ここで一応、苦情を受けて、ここまで議論をして、問題点が分かったという感じで、差し当たりはこれで終わりということにします。

それで、次回に電子決裁についてだけ、ちょっと説明していただけますか、次回に。今日は無理でしょうから、次回の会議で。

多賀谷会長

それでは、そういう感じで、一応ひとまずこの議題 2 は以上とさせていただきます。

それでは次に、また、難題ですけど、議題 3 「苦情処理調査部会のあり方について」、事務局から説明をお願いします。

事務局（濱崎）

それでは、議題の 3、苦情処理調査部会のあり方について御説明させていただきます。資料の 47 ページをご覧ください。

47 ページでは、苦情処理調査部会の現在の運営状況とこれまでの経緯について、(1) から (7) まで書いてございます。これにつきましては、前回の推進会議で御説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

前回の推進会議で、委員の皆様の御意見をお伺いし、(8) に書いてありますとおり、参加希望委員も議決・判断にかかわれるよう、要領の改正案を次回の会議で諮るよう会長から御指示があったところでございます。そういうことで、対応案を検討いたしました。

資料の 48 ページをご覧ください。そこに「対応案」と書いてありますが、まず、現状の運営方法で、参加希望委員に議決権を付与するということを検討いたしました。検討の前提として、情報公開推進会議も苦情処理調査部会も、行政組織条例を根拠に設置されており、その運営についても行政組織条例に基づき行われるところでございます。行政組織条例につきましては、50 ページに掲載してありますが、この会議や部会の運営はそれに縛られるということになります。

現状では、調査に協力していただく委員につきまして、事案が発生したときに、部会長が調査委員に指名し、苦情処理が終わるまでその苦情を担当していただくということになっております。したがって、参加希望委員が議決権を行使するためには、行政組織条例上、参加希望委員も正式に部会委員になっていただく必要がございます。そういうことで、現状で議決権を付与することについては、48 ページの対応案の (3) に書いてあるような問題点が考えられるところでございます。

ちょっと読ませていただきますと、「部会に属すべき委員は、会長が指名する」と行政組織条例第 33 条第 2 項で規定されておりますが、そのことから、苦情の申出があるたびに、参加希望委員を会長が部会委員として指名することになります。また、任期は推進会議に報告する日までということになります。そういたしますと、部会に属する委員の構成というものが、その時々で増えたり減ったりして、変わるということになり、次に掲げるような問題があると考えられる。

アとして、会議は、当該部会に属する委員の半数以上の出席がなければ、開くことができないと、行政組織条例第 32 条第 2 項で規定し

ておりますので、部会に属する委員の構成が変わるたびに、定足数が会議ごとに変わるということになり、会議の構成員が多い場合、少ない場合が生じ、苦情を申し出たものからみると不公平感を持つ可能性があるということは一つとして考えられます。

二つ目として、部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって部会長を定めるということも、行政組織条例第 33 条第 3 項に規定しておりますことから、部会に属する委員の構成が変わるたびに部会長の互選を行う必要がある。したがって、現状の運営方法で、調査委員がそのまま部会委員になってもらうと、会議の回数が非常に増えるのではないかと。また、部会長の互選をしなければ調査委員を指名できないということになりますので、苦情調査の着手にも時間を要するというような問題が考えられます。

このような問題点がありますので、対応案として、二つの案を検討いたしました。対応案の 1、この 48 ページの (1) ですが、任期を 1 年、この 1 年というのは、推進会議委員の任期 2 年の半分ということで、任期を 1 年、定数を 7 人以内とし、これらの方に対して、会長が部会委員として指名するという方法です。

7 人の根拠でございますが、これまで参加希望委員というのは、今の任期の方の前の任期の方の場合ですが、19 年の時は 6 人の方が希望されました。今の任期の方は 7 人が希望されております。仮に 7 人が希望されますと、この方たちを半分に分け、1 年任期に分けると 4 人と 3 人ということになります。多いときは 4 人となりますので、この 4 人の参加希望委員と弁護士である委員 3 人を加えて、7 人ということになりますので、これで、7 人以内としたらどうかというのがこの案でございます。

実際、これ以上部会委員が増えますと、なかなか機動的な運営ができないということで、7 人以内ということで、この案を作りました。これまで、参加希望委員が 2 年をかけて順番に調査を担当してきましたが、この案でいきますと、4 人ないし 3 人の参加希望委員の方が、任期の 1 年間に出た案件を 4 人ないし 3 人が順番で調査に当たるということになります。

この案の問題点としては、この 48 ページ、対応案 (1) の表の一番下のところですが、参加希望委員が 8 人以上であった場合、7 人を選ばなければならなくなる。それから、1 年の任期終了近くに申出があっ

た苦情に係る調査というのは、その1年の任期中に終了しないおそれもあるため、速やかに調査に着手がしにくいというような問題点もある。それから、来年6月までの措置を別途検討する必要がある。そういった問題点があります。

それから、二つ目の案ですが、これは現状により近い案かもしれませんが、対応案(2)の説明のところですが、事案ごとに部会を設置し、任期を推進会議が報告する日まで、また定数を5人、これは5人というのは学識経験者である弁護士さん3人、それから参加希望委員2人という想定で5人とし、これらの方に対して、会長が指名するということになります。

したがって、下の表を見ていただきますと、部会が事案ごとに複数できるということになりますので、問題点としては、複数の部会を設置するため、部会長を互選するための会議がそれぞれ必要となるなど会議の回数が増える。また、互選後、調査委員を指名するため、部会委員が部会長を決めなければ調査委員を指名できないということで、苦情調査の着手に時間を要するというような問題点がございます。

事務局といたしましては、対応案(2)でいきますと、非常に部会委員に負担がかかるという問題もありますので、対応案(1)の方がより適当ではないかというふうに考えております。申出人の立場から考えても対応案(1)で十分対応できるというふうに考えております。

対応案(1)、(2)とも、具体的な要領の改正案につきましては、資料の51ページ以下に掲載させていただきましたが、いずれの案も附則の施行日は空欄にしてございますが、本日、もし案が決まるようであれば、それに基づき、速やかに会長が決定するということになります。

それから、対応案(1)を仮に採用する場合は、先ほども説明いたしましたので、来年6月までの措置を別途検討する必要があるもので、併せて御審議をよろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

多賀谷会長

はい、それでは皆様、今の事務局案ですけれども、それにつきまして、それを土台にして部会のあり方について御意見をいただき、決めたいと思います。どうぞ、澤田委員。

澤田委員

この「苦情処理調査部会のあり方」ということで、前回もいろいろ御意見が出たと思うんですが、基本的に考えているのは、もう一度皆

さんと一緒に考えなければいけないのは、学識経験者というのは5名おられますが、これは条例では県民代表ではないわけなんです。

さらに、調査部会の3名というのは、いずれも弁護士であると。そういうことですよ。ところが、情報公開の推進会議の本旨は何かといいますと、これは、県民の目線で県の行政がどうあるか、どうなのかと、情報公開のいろいろな苦情処理等々が弁護士さん3名の調査で、それで結論まで出して、それでそれが推進会議の意見になるのがそれでいいのかということの反省から、それじゃあ、推進会議委員の中からも調査に参加していただいて、それで、一緒に議論しましょうと、そういうところですよ。

昨年、私はここへ任命されて来た時に申し上げたのは、それよりもっと深く、調査専門かもしれませんが、法律の専門かもしれませんが、こういう情報公開推進の事案については、県民の皆さんの幅広いいろいろな意見も聞かなければいけない。それでさらに、調査だけじゃなくて評議も、あるいは決議にも参加するようにしないと、本当の意味の、この会議の趣旨が全うできないんじゃないかというところであったはずですよ。

そこで、じゃあ、どうするのがいいのかということですが、現在行われているようなやり方で、今、何か問題があるんだろうか。今、やっている、一つ気になるのは「参加希望委員」という表現を事務局でされましたが、これはちょっと引っ掛かるんです、私は。参加希望者じゃなくて、推進会議から調査をするための人たちを会長が選んで、そういう人たちに最後まで、調査・処理までお願いしよう、それが、本来の筋であろうと。

これの例として、前回は申し上げましたように裁判員制度がありますね。裁判員制度というのは御案内のとおり、県民の健全な、国民の健全な常識的な、そういう考え方を裁判所、裁判に反映させましょうという趣旨のはずでございます。それとよく似た考え方で進めていかなものかという話をさせていただいたはずですよ。

現在行われているのと、対応案(1)、(2)のようですが、対応案(1)によりますと1年になるんですかね。そうすると、何かいいというようですが、それは本当にそれでいいんだろうか。調査に加わる委員さんが、実はこんなに多いとは思わなかったんですね。せいぜい、調査部会を構成している弁護士さんと同じぐらいの人数でいいのかなあ

という気はしていたんですが、それでいけば、まあまあうまくいったのかなあと思うんですが、それをどういうふうにするかという考えを、私はずっと思っていたんですが、事務局で任期1年、あるいは2年にするとこうなるというような案が出されましたが、これは試行の、試みの段階ですので、やってみて、今のところ何か問題があるのだろうか、なければ当分これでやってみて、それで、それを制度化するなら制度化する。

何か法令を改正するんですか、規則等を改正するのかどうかというのは、今のをもうちょっと検証してみてもいいのかなと。どうしてもというなら、皆さんの方で、(1)、(2)を議論していただければと思うんです。趣旨はそういうところでございます。以上です。

多賀谷会長

推進会議とこの苦情処理調査部会というのは、もともとは別のものといえますか、制度をつくった時には二つの組織をつくりたいという、全然別なものを、機能は別なものだが二つの組織をつくるということで原案があったんです。とても、二つの審議会的なものをつくることはできないということなので、一つになったわけです。

そして、苦情処理調査部会というのは弁護士さんといえますか、現実にはそういう苦情の対応に慣れておられる専門家が行うようになっていて、それに対して推進会議というのは、学識経験者、住民の方々全体で、だから機能が全然違うわけです。

ただし、澤田委員がおっしゃるように、裁判員制度があるじゃないか、確かにそのとおりでありまして、本当は別々なものなのを一つの組織の中に無理やり入れてしまったので、こういうことになったということなんです。

それで、事務局がここに書いてある案を持ってきたのは、要するに部会の正式メンバーとなって採決に加わるためには、こういう仕組みにせざるを得ないということで、それで、今、澤田委員がおっしゃっていたのは従来どおり、従来どおりというのは、要するに部会の採決権限を持ってなくて、ただ、苦情処理調査部会を行って調査に加わるということですけども、それでもいいじゃないかという御提案というふうに理解してよろしいでしょうか。

澤田委員

そうじゃないですよ、採決にも加わるということ。

多賀谷会長

だから、採決に加わるためにはこうしなきゃいけないというのは、要するに行政処理の仕組みからして、そうせざるを得ないということ

をですね、事務局の方は言っているわけです。

澤田委員

だから、そういう考えでおると、非常にこう硬直化して何もできないんです。最近、行政はもう少しやわらかい、規定されなければ何にもできないよというのは、行政の一番、僕に言わせるとよくない、行政に長くおりましたからよく分かるんですが、一番よくないことは、規則があるから駄目よと、これが一番いけないから、試みの試行でやってみましょうかということなんです。

多賀谷会長

要するにそれは、法的な拘束力はなくて、デファクトとして参加していて、それを尊重してくれればいいと。規定は変えないで今までもおりでいいということによろしいでしょうか。

澤田委員

そうです。それで市民が、そういうことで参加するじゃないですか。

多賀谷会長

實際上、尊重してほしいと。

澤田委員

そうです。

多賀谷会長

尊重するのは当然であるということ、推進会議として当然の行為とすると。

澤田委員

そうです。それで、文書の参加委員とかいう表現ではなくて、これは、委員になった以上は、それはもう権利であって、義務なんですという考えで進んでいただきたいと思います。あくまでも県民の代表なんですよ、それには、調査、処理、評決にも参加するんですということ担保したい。事実上できると思います。それで、法律改正とか。

多賀谷会長

条例です。

澤田委員

条例改正するなら、それを。

多賀谷会長

いや、改正はできません。おっしゃる話なら、要するに、デファクトとして加わるということにして。

澤田委員

実質そういうふうにやってください。

多賀谷会長

ほかの委員の方、それでよろしいですか。事務局の方としては、それでよろしいですね、基本的に。

澤田委員

それでもし、規定を改正しないと駄目だと言うんなら。

多賀谷会長

いやいや、それは、住民代表の委員と調査部会との間で意見がかい離した場合、対立した場合どうするかは推進会議に諮って決めてもらえばいいので、差し当たりはその意見をデファクトとして尊重すると。

澤田委員

はい。

事務局（和田）

事務局として申し上げます。これまでの部会においても、調査委員の発言について、部会において十分発言をしていただいた上で結論を

出していただいたと思います。ということで、そのやり方でよろしいということであれば、特に規定の改正等は必要がなかろうかというふうに思います。

多賀谷会長 はい。ただし、専門部会の、3人の弁護士の先生方としては、住民代表の意見を、尊重してほしいと、最大限尊重しなきゃいけないと。意見が分かれた場合には、ここで議論すると。

澤田委員 そういうことをきちんと書いて、それで、どうしても駄目なら推進会議で議論する。そういうふうには書き直してほしいんです、取扱いの文書を。

多賀谷会長 運営要領か何かですか。

澤田委員 運営要領、あるでしょう。それを直してもらえば。

多賀谷会長 最大限尊重すると。

事務局（濱崎） 確認させていただきますが、そうすると、現状どおりのままの運営で今までどおりに。

多賀谷会長 ただし、運営要領に何かそれを書くということで。

事務局（濱崎） 書けばよろしいということですね。

多賀谷会長 はい、どうぞ。

大田委員 前の話に出ました、施行文書の関係の苦情処理を担当したということもありまして、意見を申し上げたいと思うんですけども、苦情処理調査部会の委員3人皆さんが弁護士、法律の専門家ですが、その必要があるのでしょうか。

多賀谷会長 苦情処理調査部会ですか。

大田委員 ええ。

多賀谷会長 それは、苦情処理というのは、まさに、訴訟ではないんですけれども、そういう紛争処理の専門家でなければいけないと思います。

第三者的な能力を持って、一般市民的なのというのは、ちょっと違うと思うんですね。

大田委員 会長がおっしゃったように、紛争であるから専門家じゃないと対応できない、それは確かだと思います。法律的なものにはうまく対応できないと思います。

しかし、苦情処理調査部会のメンバー構成に片寄りがある、現状のままでもいいのかどうかという疑問を持ちました。と言いますのは、出席しました苦情処理の中で、これは不開示ではないかと急展開していく場面がありました。県民の代表として出ていながら、私は不開示と

という言葉も知りませんで、反論もできませんでした。最終的には苦情処理調査部会で、そうじゃないだろうという結論が出されたのですけれども。専門家でない一般人だったら逆に出てこない発想だと思いました。

専門家だから必ずしも正しい判断ができるとは言えないし、実際に苦情処理の現場で行われていることというのは、法律の判断を求められる以前の、もっと一般的な事項が多いんですよ。

多賀谷会長

苦情調査の場合には、特に、実際に苦情を申し出になっている住民の方と対峙しなければいけない。そのときには、やはり専門性がないと、それはできない、それと同じ目線でやってしまうと、泥仕合になってしまうので、それはできないと思います。

ただし、確かに苦情処理調査部会に、住民代表の方が参加されてる場合に、その方に、調査のときではなくて苦情処理調査部会のときに、そこで十分理解できないように会議がなってしまうと、それは確かに問題ではある。その辺、菅野委員、どういうふうにすればいいですかね。これ、裁判員制度と共通の話だと思うんですけど、恐らく。

菅野委員

最終的に、将来的な枠組みというか、理念からすれば、苦情の申出があつて、それを市民が判断できないというのは間違いだろうと。陪審制度というのが、基本的に裁判で、アメリカも含めてありますね、事実。それからもう一つは参審制度、参審ということで裁判官と市民が判断をすると、大きく分かれております。

それで、日本の裁判員制度というのは、ある意味ではその中間的な制度をつくったんですけれども、基本的には事実認定については一般の市民にしてもらおうという発想がもともとあつて、弁護士会とか、僕らも含めて、裁判制度を改正するんだったら陪審にしてくださいという要求をずっと弁護士会は出してる。今でもそうです。ただ、残念だけでも、そうならなかったのが、今の制度の中でできるだけという、今、立場でやってるんですけども、要は、大田さんがおっしゃったように、一般の市民の方でも十分判断は可能だという前提に将来はなるだろうと。

そのときに、会長が言われた、交通整理をする人が一人はいていいんじゃないかと。だから、理想的な部会からすれば、交通整理をする人が弁護士じゃなくてもいいんです、ある程度法律的な知識があつて、交通整理する人が一人、そのほかに、公募等含めた住民の方が二人と

か三人とかいて、それが部会を構成して、一つの苦情処理案件が処理ができるというようなことになれば、やはり将来的には一番民主的になるだろうと。

そうなると、部会が三つぐらいないといけないという話になって、それはもう恒常的な部会をつくってしまえばいいんで、後はもう予算の問題だけになるんですけれども。将来もし、規則を改正してやるのであれば、そういう、あり方を含めて議論をする必要があると。

今の段階で、事務局から出されてるのは、もし、行政組織条例というのを前提にしてやると、この(1)か(2)ぐらいでないといけないという、いろんなことから考えて、それで出されているんですけれども、もうちょっと根本的なことを考えると、将来そこまで議論をして、どういうあり方をするかを決めたらいいのではないかと思います。

ただ、そのためには、渡りに船じゃないんですけど、澤田委員がおっしゃった、少なくとも僕の認識だと、いろいろな調査に当たって意見が出るし、苦情処理調査部会を開催して最終結論を出すときに、弁護士以外の方の意見も十分言ってもらって、それと反する結論というか、そこで対立をして、弁護士の意見がAと言ったのに、そうでない方がBと言って、それをAと言う弁護士が押し切ったという経験は今のところないと思ってますので、十分に意見を聞いた上で、大方、弁護士の意見も苦情処理調査部会の3人の弁護士の意見も、それから、案件について調査に加わっていただいた住民代表の意見もほとんど変わらなかったの、最終的な結論となっています。

その間に、大田さんがおっしゃったようなことが、もし一般の方の認識としてあったのだとすれば、私たちの方も反省をしないといけないという、もう当たり前だと思って進めてたのが、必ずしもそうではなかったということになりますので、こちら側としても、今後、苦情処理調査部会を開催して結論を出すときには、一般住民の代表の方の意見を十分出してもらった上で、最終結論に至るようにしないといけないのかなというように思いました。

ただ、今までは、今言ったように、意見が対立して、推進会議に持ってこなければいけないというようなところまで、深刻な意見対立があったというようには認識してなかったの、ちょっと若干、僕らからしたらうかつだったところもあるので、今後、もしやるのであれば、澤田さんの意見を取りあえずここで決めていただいて、現状のまま

やっていって、それで将来的に、さっき言ったように、どういようにしたら一番いいのかというのは、もう少し議論をしてから決めればいいのかというように思っています。以上です。

多賀谷会長

私も住民代表の方の役割というのは、法律的な問題だけではないという、これは、苦情の内容を見てると正直言って、あまり法律的な問題というよりは、行政の態度がけしからんとかいう、そういう話なんですね。それはやはり住民の方が見て、そういう態度はけしからんというのがもっともかどうかということ、やはりそれを見ていただいて、だから弁護士さんはそういう話は場合によると、法律の専門家ですからそういうところについては頭は回らないかもしれないから、その点をチェックしていただくと。

そして、専門用語を使ってきたら、調査のところではまずいでしょうけど、苦情処理調査部会のところで遠慮なくそれについて聞いていただいて、分からないところははっきりさせていくと、そういう感じでやっていただければいいかと思います。苦情処理調査部会に住民の方が出ていらっしゃるといことは、苦情処理調査部会の専門化あるいは官僚化を防ぐという意味でもいいんじゃないかと思います。よろしいでしょうか。

それでは、よろしければ、次の議題 4「情報公開制度の運営の改善に関する意見書について」、お願いいたします。

事務局（濱崎）

それでは、議題の 4、情報公開制度の運営に関する意見書について御説明いたします。今、お配りしてある資料については、傍聴者の方にお配りしてある資料については提出者の名前をマスキングしてありますので、委員の皆様には、御発言に御注意をお願いしたいと思います。それでは、御説明させていただきます。資料の 59 ページでございます。

千葉県情報公開条例第 27 条の 2 第 2 項の、県民は情報公開制度の運営の改善に関する意見を推進会議に対して述べることができるとの規定に基づきまして、お一人の方から 3 件の御意見をいただいているところです。

この 1 件目でございますが、県警職員名は財務会計関係書類は全部公開する（規則改正）という意見です。2 件目が、条例の第 20 条に書いてあります、答申後「速やか」という規定は「90 日以内」に変更する、条例改正をお願いしたいという意見でございます。3 件目が、

千葉県知事部局内に審査庁を設ける（処分庁と審査庁を分けないと、異議申立てに対する決定を故意にしないで不都合な情報を隠ぺいすることの防止）という御意見でございます。

それぞれに関しまして、現状等について説明させていただきます。

まず、1 件目の県警職員名は財務会計関係書類について全部公開するという意見でございますが、資料の 61 ページをご覧くださいと思います。本意見が出された経緯といたしまして、この方は県警本部に支出伝票を開示請求したところ、起票者等の職員名がマスクングされて開示されたため、これでは住民監査請求ができないのではないかとということで出された意見と聞いております。

まず、県警本部がマスクングをした根拠について説明させていただきますが、資料 61 ページの上段に 1 として「根拠法令」が書いてあります。千葉県情報公開条例第 8 条第 2 号の規定でございますが、個人情報原則不開示とされておりますが、ただし書きとして、例外的に開示するものを定めているところでございます。

この(2)の部分でございますが、イ、ロ、ハ、ニと、4つの例外規定、開示するという例外規定がございますが、その3番目のハといたしまして、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は開示するとされております。ただし、括弧書きとして、「警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く」ということになっておりまして、この「警察職員であって規則で定めるものの氏名」は例外の例外ということで、再度不開示ということになるわけです。

この「警察職員であって規則で定めるもの」という部分については、中ほどに、千葉県情報公開条例第 8 条第 2 号ハの警察職員を定める規則というものがございまして、二つ書いてありますが、(1)として「警部補以下の階級にある警察官」、(2)として「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」、これらの警察職員については氏名が不開示になるという規則でございます。

県民の、この方の意見は、財務会計関係書類については、警部補以下の県警職員であっても、その氏名について開示されるよう規則改正を求めるといふものでございます。

このような規則が制定されている理由ということで、この資料の 2

に書いてありますが、規則を制定する当時、警察本部長からいただいた文書でございまして、そこに二つ理由が書いてあるところで、(1)として、犯罪の取締り等に直接従事している職員の氏名を明らかにした場合は、当該職員本人及びその家族が嫌がらせや攻撃の対象とされるおそれがあるということと、(2)として、それ以外の職員であっても、警備、捜査等に従事させるという運用が行われており、また、人事異動により直接捜査等を担当する部署に配置になることもあるため、一律に不開示として取り扱わないと、職員の身に危害が及ぶおそれがある、という理由でございまして。

(3)は、そうであっても、警部及び同相当職以上の警察職員については、職務遂行の責任上、公にすべきものと考えられることから原則不開示とする範囲から除外する、氏名を明らかにするということとする、という警察本部長からの文書が届いておりまして、それと他県の開示状況も調べまして、全国的に同様の不開示という状況も踏まえて、このような規則を平成14年に制定したということでございます。

今回改めて確認いたしました、他県の状況も当時とは変わっていないようでございます。警察事務の特殊性というものは現在でも状況は変わっていないと考えられ、事務局としては、規則改正をする必要はないのではないかと考えているところでございます。

ちなみに、この1番目の意見を出される経緯となりました住民監査請求の取扱いについて監査委員事務局に確認しましたところ、対象となる職員の氏名が記載されていないことを理由に住民監査請求ができないことにはならない、ちょっと回りくどい言い方ですが、請求の内容等から個人名が分からない場合であっても、職員の指定が判読できる場合は請求ができるというような回答を得ているということをし添えたいと思います。

それから、意見の二つ目でございますが、条例の、答申後「速やか」にという規定を、「90日以内」に改正するという意見の現状でございますが、資料の62ページ、63ページが現状でございます。現状の情報公開条例の規定は、不服申立てがあったときは、速やかに情報公開審査会に諮問しなければならないと、それから第2項で、諮問に対する答申を実施機関が受けたときは、これを尊重して、速やかに決定又は裁決を行わなければならないというような規定になっております。

このような条例の規定が他の都道府県ではどうなっているかというものを整理したものが、この資料の 2 番目でございます。期間に関する規定を設けていない都道府県が 25、「速やかに」とか「遅滞なく」とする都道府県が合わせて 17、それから「90 日以内」とか「3 月以内」に不服申立てから決定を行うように努めるという都道府県が合わせて 4。一番下になりますが、これは例外を設けた上で、不服申立てから「90 日以内」に行わなければならないとする県が 1 となっております。どの都道府県においても、例外なく何日以内に行わなければならないとする表現は、用いていないというのが現状でございます。

仮に 90 日以内に行わなければならないと表現した場合には、やはり例外を設ける必要もあるというふうに考えております。したがって、現状では「速やかに」との表現を変更する必要はないのではないかと考えておるところでございます。

国の状況は 3 に書いてあるとおりでございますが、国については、情報公開法では特に規定はございませんが、答申を受けてから決定を行うまでの期間の迅速化のために申し合わせというものが行われており、3 の (1) の部分ですが、答申が原処分を妥当とした場合は、30 日を超えないように、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも 60 日を超えないようにということで、裁決又は決定を行うこととしているところでございます。

千葉県においても同様の規定を、解釈運用基準に定めたり、事務取扱要綱に定めているところでございます。

最後に 3 件目の意見でございますが、「千葉県知事部局内に審査庁を設ける」という意見に対する現状でございますが、資料の 64 ページをご覧くださいと思います。

この意見は、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てにかかわる意見であると考えられますが、現状では、行政不服審査法に基づく不服申立てについては、異議申立てと審査請求があるところでございます。

1 が異議申立て、2 が審査請求でございますが、審査庁というのは、異議申立てではなく、審査請求を行う場合に必要となるものでございます。1 の異議申立ては、処分をした行政機関が異議申立てに対する決定を行うものですが、2 の審査請求というのは、処分をした行政庁以外の行政庁が裁決に対する決定を行うものですが、それについては、

処分庁に上級行政庁がある場合や、法律で特に定められた場合に行うことができることになっております。行政文書の開示請求において、千葉県知事が実施機関であった場合はいずれにも該当しないということで、1の異議申立てを行うことになっております。

なお、千葉県情報公開条例におきましては、不服申立てがあった場合に、当該開示決定をした行政機関の長の自己評価のみに任せるのではなく、千葉県情報公開審査会に諮問を行い、答申を尊重して決定又は裁決を行うことを実施機関に義務付けているところでございます。このことによって、千葉県情報公開審査会の評価を踏まえた判断を加味して、より客観的・合理的な解決を図ることとしているところでございまして、事務局としては、審査請求ではなく異議申立てであっても、開示請求者の救済としては、結果的に同じようなものになるというふうに考えているところでございます。

以上で、現状について説明を終わります。

多賀谷会長

はい、ありがとうございました。

それでは、この運営の改善に関する意見について、今の事務局の説明を含めて、御意見等ございますか。

このうち、特に2の話等は、今、国にも同じような問題がございまして、国で、今、情報公開法の改正案というものが検討されてるやに聞いています。ただ、国会が今のような状況で、ねじれになっているので、その改正案が直ちに実現するかどうか、ちょっと不明確になっておりますけれども。

千葉県の場合には、答申後の決定が必ずしも90日以内ではないというのは実態としてあるわけでしょうけど、先ほど、条例で「90日」と書いてある例が一応ある。ただ、みんな努めなければいけないという、努力義務になっています。義務的な規定ではないので、恐らく実態としては「速やかに」とあまり変わりはない。法的な効力としては、恐らくは。多少は、それでも「90日」と書いてあると、一応それを目指して努力をします。この点は、国の法律改正の動向を見るというのが一つあるだろうと思います。

それから、一番最後の、審査庁をつくるという話ですが、これは今から二十数年前に条例をつくった時に、裁決庁をつくるべきだという意見があったんですが、その当時の状況では無理だということで、結局つくらなかつた。これは、そういうものをつくれるかどうかという

ことは、地方分権で、そういうものを条例でつくっていいということになるかどうかということで、たぶん変わってくるだろうと思います。恐らく地方分権が強くなればそういうものをつくっても、例えば建築審査会や人事委員会などと類似の組織を地方自治体レベルでつくれるということに今後なれば。今の段階では、法令解釈で、こういうものを自治体でつくるというのは地方自治法上できないということが、多分変わってくるだろうと思います。

そのほか、御意見はありますでしょうか。一応、こういう改善案が出て、この推進会議でもこの改善案について、これは一応議論をしたという、議論するのはたぶん義務だろうと思いますけれども。ただ、なかなか難しい話なので、それによって、何らかの意見を知事に申し上げるといふところまでは、なかなかいかないだろうと思います。

何かほかに御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ、澤田委員。

澤田委員

1週間くらい前にいただいた資料で、これほどのことを、今、議論するというには、ちょっと勉強が足りないような気がするので、特に、今、会長が言われたようなことが常識的といえますか、相当かなというふうに思います。

多賀谷会長

よろしいでしょうか。それでは、恐らく、国全体の今後の課題だろうと、そういう御意見が千葉でも挙がってきたということを御了解いただいて。

それでは次に、議題5「平成21年度行政文書の開示等の実施状況について」、御説明ください。

事務局（濱崎）

それでは資料の5、平成21年度の行政文書の開示等の実施状況について説明いたします。資料の65ページをご覧ください。ここに実施状況が書いてございますが、以下、この表の件数はすべて文書数で表示しております。

平成21年度の「請求及び申出に係る件数及び処理状況」でございますが、1の部分でございますが、開示請求は36,508件、開示の申出が2件で、合計トータルで36,510件。その処理状況ですが、開示請求では、開示が5,819件、部分開示が30,113件、不開示510件、却下15件、取下げ51件でございます。開示の申出では、部分開示が1件、不開示が1件でございます。なお、不開示のうち、文書不存在によるものは511件中397件でございます。

それから、2番目に、「請求及び申出の実施機関別内訳」ですが、知事部局に対するものが27,606件、それから次のページになりますけども、教育委員会に対するものが7,361件、企業庁に対するものが669件、その他、いろいろな部局に対するものがございますが、知事部局への請求等が全体の75.6%を占めております。また、教育委員会への請求が20.2%ということで、この二つの実施機関への請求で全体の95.8%を占めている状況でございます。

次に知事部局への請求の内訳を見てみますと、また、65ページに戻っていただきますと、健康福祉部が最も多くて7,185件、農林水産部が6,996件、総務部が4,235件となっております。

次のページにまいりまして、3の「請求者及び申出者の実人数」でございますが、平成21年度の開示請求者の実人数は401人、申出者1名の合計402人でございます。

それから最後に4番目に、「行政不服審査法に基づく不服申立てに係る件数及び処理状況」でございますが、平成21年度の不服申立て件数は147件ございまして、その処理状況は、うち、57件が現在審議中ということで、まだ決定に至ったものはございません。

開示等の実施状況については以上でございます。

多賀谷会長 はい、ありがとうございます。何か御質問か御意見等ございますでしょうか。はい、どうぞ、魚住委員。

魚住委員 今、不開示のうち不存在が397件ということだったんですが、具体的に不存在であった理由というか、どんな感じだったんでしょうか。

事務局（濱崎） 理由としては、文書自体がないという理由と、文書の保存期間が過ぎているという理由があると思いますが、具体的な内訳までは、ちょっと数は承知しておりません。

魚住委員 文書が紛失してしまったというのがあるんですか。ないということはどうなんですか。期限が過ぎたというのがありますよね、保存年限がありますので。ないというのは、どういうことでしょうか。もうちょっと分かる範囲で教えてください。

事務局（濱崎） 開示請求者が求めている文書が、作成していないとか、取得していないという、現実にはないということでございます。

多賀谷会長 廃棄の期限が切れたというものも多少はあるんですか。

事務局（濱崎） あまりないと思います。そういうものが考えられるということで、今、言ったんですが、ほとんどは請求対象となった文書がなかったと

ということです。作成されていないとか、取得していないということです。

多賀谷会長

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、次の議題 6「自治体の情報公開条例の改正を求める意見書について」であります。これは日本弁護士連合会会長から、自治体の情報公開条例の改正を求める意見書が知事あてに提出されたものであります。情報公開推進会議、本会議あてに提出されたものではありませんけれども、委員の皆様参考に御報告いたします。それでは、事務局から説明してください。

事務局（濱崎）

それでは、67 ページをお開きください。資料 6 でございます。日本弁護士連合会会長から千葉県知事あてに出された文書でございます。日付が平成 22 年 4 月 20 日付けでございます。要望の趣旨でございますが、次のページ、68 ページの上の方ですが、情報公開条例における請求権者を「何人も」と改正し、また、インターネット及びファクシミリによる情報公開請求を認める運用をされたいという内容でございます。

その状況でございますが、71 ページをお開きいただきたいと思いますが、日本弁護士連合会が調査した、本年 4 月 1 日現在の 47 都道府県の状況ということでございますが、開示請求権者が「何人も」という表現になっていないところが、一番左で網掛けをしている部分ですけども、栃木、埼玉、千葉、東京などの合計 8 都県がそういう表現になっていないということです。

それから請求方法として、ファクシミリによる請求を認めていないところが、茨城県など 5 県、インターネットによる請求を認めていないところが、福島県など 3 県という状況でございます。千葉県におきましては、インターネット及びファクシミリによる開示請求はすでに実施しているところでございます。

開示請求権につきまして、千葉県においては、県の説明する責務が第一義的には県民に対するものであることを基本としつつも、今日、都道府県の区域を越えて、人的交流、事業活動が広く行われているという社会経済情勢にかんがみ、条例第 5 条では、開示請求権者の範囲を県内在住者、県内に事務所を有する個人、法人に加え、県内通勤・通学者、さらに、開示を必要とする理由を明示して請求する個人、法人にも認めているところでございます。

したがって、県に対して何らかの権利義務、利害関係を有する

ことは必要なく、県外の方でも理由を明示していただければ、誰でも開示請求に応じておりますので、現段階では不都合が生じているとは考えていないところでございます。

以上で、日本弁護士連合会からの意見書の説明を終わります。

多賀谷会長
菅野委員

はい。弁護士さんから何か、補足的な意見がありましたらどうぞ。

時代の流れとしては「何人も」という、誰でも請求ができるという流れになっているようですので、将来的には、そういうふうにしたほうがいいんだろうなというふうには思っています。

多賀谷会長
萩原委員

はい、どうぞ、萩原委員。

今の事務局の説明ですと、実質的な運用はもう「何人も」ということだというふうに聞こえたんですが、そういう理解ではいけないんですか。

多賀谷会長
萩原委員

一応理由を言わせてるんですよ。

「何人も」という場合は、別に理由を言わなくてもいいということなんですか。

事務局（濱崎）
萩原委員

何らかの理由が書いてあれば、受け付けております。

他県は、請求する場合、何も理由を書かないで、その「何人も」があれば、理由を書いてないんですか。

多賀谷会長

理由を書かせないです。情報公開では、基本的に理由の是非を問わず見せなさいというのが本来の趣旨なんです。マスコミだから見せるとか、そういうのじゃないですよ。

はい、伊藤委員。

伊藤委員

伊藤です。今、事務局の方では、特に問題はないというお話だったんですけども、日弁連で出してる意見書の69ページの4番に書かれているところがやはりあるので、要するに、今、会長がおっしゃったように、他県では別に何も書かなくてできるところを、やはり何かその利害関係を有するものということを書かなければいけないというのは、それはそれで面倒なことになってきますので、やはり私としては、これはもう「何人も」というかたちで、条例を改正する必要があるんじゃないかなというふうに思います。

多賀谷会長

よろしいでしょうか。そういう御意見があったということで。

以上で、本日の議題はすべて終了しましたけれども、そのほか何か、委員の方から、御意見などあるでしょうか。

はい、澤田委員。

澤田委員

今まで推進会議で、公文書の保存管理についてですが、いろいろな、相当な処置をしたこと等から、事案によっては自省を求めて今日まで来ている例がありましたよね。推進会議が発足して以来ずっと、件数をたどっていけば何件くらいあるかというのが分かるかと思うんですが。そういう、今日の会議でも気が付いたんですが、これまで指摘・是正を求めてきたわけですが、相変わらずまだいろいろな問題が出てくる。

そういうことから、今一度、これからもそうですが、推進会議で是正を求めた場合には、そのまま文書を出しっ放しでなくて、どういう措置をしたかということ、一定の期間を定めてお知らせをいただくというふうにしないと、いつまでたっても同じことを繰り返す。この会議で、同じことを何回も繰り返すということになるような気がするわけです。

その対策は、やはり行政が前向きに進んで、県民のために一生懸命やるという、表れというか、意気込みを示していただく、その方法として、もう一度、公文書というのは何なのかということのしっかりした、初めて県庁職員になった場合の、初任者研修はもちろんですが、相当な年輩の方々の管理者も含めて、そういう方に対する公文書の重要性をもう一度しっかりやっていただく研修をしていただく、そういう必要があるような気がするんです。

そういうことを、当推進会議で、是非、県知事あてに提言をしていただいて、県知事が各部局に、それに従って指示をいただくということをしていただきたいなというふうに思います。そうしないと、同じことの繰り返し、非常にむなしい話になるような気がしてならないわけでございます。それが一つ。

もう一つは、今日、御出席にならなかった委員の方もおられますが、推進会議の委員の、この選任の仕方でございますが、5名の方は、条例等で学識経験者ということになっているわけです。去年の、私が委嘱を受けてこちらにまいりまして、自己紹介をいただいたところ、5名の学識経験者はいずれも、ずっと当初からやっておられ、6年、3期になるんですかね。

多賀谷会長

もっとやってるような気がします。推進会議をつくる前から。

澤田委員

それからもう一つは、これもそうですが、住民の代表ということで、7団体等の方から推薦をいただいている。公募による委員は3名という

ことで、今日まで進んできているわけですが、一番最初の会議で、委員の構成あるいは会議の進め方、それから、いろいろな点で、議長自らルーティン化しているというような表現を確か、ルーティン化というのは、あまり私は好きじゃないのですが、そういう表現をされておられました。何がそうかと言いますと、委嘱状を伝達するときには、一番最初に申し上げたんですが、やはり、知事が自ら委嘱状を伝達するのは相当じゃないか。そこから始まっているんです。

会議の内容についても、いろいろ意見があるんですが、時間があんまりないので申し上げますが、もうちょっと新しい考えを持った人が新しい意見を出していただく方法はないものかと。7つのいろいろな各種団体、報道関係とか、経営者、労働者、消費者、教育関係、環境団体、福祉関係、これはずっと変わらないですね、その団体。これを、何も県内で一番大きい団体だけじゃなくていいと思うんです。変えていただいて、どんどん変わった人の意見を聞いて、推進会議の本旨を全うすることはできないのか。

大学の先生が二人おられますが、同じ大学でいいのかと。それから、本当に学識経験というのは、弁護士さんだけ、大学の先生だけなのか。有識者という表現もありますが、それらも含めて、事務局でそういう手続される、推薦の手続をされると思うんですが、その辺はもうちょっと再検討されたいということでございます。

7団体もそうですね、ほかにあるんじゃないですか。今、社会問題になっている、いろいろな関係のいろいろな団体の人たちが、やはり入って、いろいろ推進会議の内容に加わっていただくということも必要だろうということで、これも、これは提言ということになると思うんですが、以上の2点について御検討方お願いいたします。以上です。

多賀谷会長

後の方から先にお話しします。後の問題については、この組織のあり方の話で、御意見としてはお伺いしますが、この組織のあり方をこの組織で議論するというのは、ちょっとやはり筋が違うんだらうと思います。この組織をどうするかというのは、要するに知事さんが決める話なので、この推進会議の中からそういう御意見があったということ、この、今、御意見が出たかたちで、当然それが伝わってくるでしょうけれども、それでよろしいだらうかと。

もし、御賛同される方があったら、ここで御発言ください。私としては、こんな厄介な仕事なんで、いつでも辞めさせていただきたいん

ですけど、渋々やっているの、辞めて他の方に代わっていただくことには何ら私は異論ないのですけど。

澤田委員

そういうこと言ってるんじゃないですよ。

多賀谷会長

ルーティン化してることは事実と申しますか、要するに、その当時は数万件にわたる申立てが来て、それがどうしようもないのでどうにかしてくれということ、知事さんに頼まれて渋々引き受けたわけですけれども、一応、当初は2年ぐらいで、2年か4年ぐらいで、ある程度は解決がついたんでしょうけれども、しかし、不服申立てがまた、じりじりと上がってきて、確かに何らかの別のかたちをやるというのが一つのやり方かと。

いってみれば、この推進会議をそもそもやめてしまうのが、一つのやり方かもしれません。全く新しい組織をつくるというのも一案です。

それから、第一の話については、澤田委員は、二つの話をしたような気がするんです。一つは、要するに我々が知事に対して意見書を出した場合、それがどう反映してるかということについては、行政の方から何ら回答がないではないかと。それをどうしたのかということ、フォローについて何もないという話なんです。

それと、フォローであるかどうかは別として、文書管理についての研修をすべきであるという、そういう御意見。

これについてはどうでしょうか。どうしましょうか、今日やるか、それとも時間もありますので、次回以降、引き続きこれについて検討していただくことでよろしいでしょうか。

これは、特に知事に対して意見を出した場合、それがどうなってるかということ自体は、その報告をしていただくというのは、私もどちらからかという賛成なんですけど、何らかのかたちで。意見を言い放しというのは、確かに我々としては面白くない、意見を言い放しで、それがほんとに実現したかどうか分からないというのは、やはりちょっと残念なところがありますので。

それでは、この、澤田委員の御意見については、引き続き検討することによってさせていただきたいと思えます。

そのほか、御意見ございますでしょうか。

それでは最後に、本日傍聴されている方の発言を求めたいと思えます。発言したい方、挙手をしてお願いいたします。どうぞ。

傍聴人（村越氏）

千葉市に住んでおります、村越と申します。

多賀谷会長 座ってどうぞ。

傍聴人（村越氏） はい。私ども、情報公開について、いろいろと過去、提言もしてまいりまして、市民オンブズマンというかたちで、それなりの組織としての位置付けも認められて、認識をされておりますので、我々も張り切ってやっているところでございますが、今日、委員の皆さん、非常に活発な御意見で結構だったと思います。ありがとうございました。

それで、感じたことを 1 点申し上げさせていただきたいんですが、多賀谷委員長からちょっとお話ありましたが、国は情報公開について見直しを進めております。公文書管理についても、これはもうすでに法案が通りまして、施行の段階に来ております。我々もそれを、ずっとしてきましたけれども、今日の皆さん方の議論は、この国の行政刷新会議で行われた議論と少し離れているのではないかなというのが、私の率直な気持ちです。

国の方は、来週 25 日に最終回をもちまして結論を得ます。そうして、国会にこの秋にも上程する運びだということ、蓮舫委員長が申しておりますけれども、民主党政府もその気構えで進んでると思います。

その内容は、極めて私たちが過去要求をし、あるいは提言をしてきた内容に沿っているかたちだというふうに理解しております。例えば、情報開示請求の決定期間が 14 日、それから異議申立ての期間は 60 日というようなことで、かなり我々の努力が実を結ぶのかなあと、このような感じを持っております。

そういう中で、今日の議論は、例えばこの情報公開決定期限が 14 日ということが、果たして千葉県でできるのかどうかというようなところまで踏み込んだ議論を、是非、お願いしたかったなあと。国ができることがどうして千葉県でできないんだということを、我々としても強く、次のステップで提言をしていくような、そういう段階になると思いますので、早ければ来年の 4 月には国も施行するという可能性もあるわけですから、ひとつ千葉県も、それに国の内容も含めて、視野に入れた議論をしていただいて、追いかけていただきたいなど、これが率直な感想でございます。よろしく願いいたします。

多賀谷会長 後ろの方どうぞ。

傍聴人 名前の方ですが、資料 4 と苦情申出の 8 の本人なので、名前を消している関係上、控えさせていただきます。

多賀谷会長

座って、どうぞ。

傍聴人

資料4に対しての1番についてなんですが、県警の職員からの回答ということで、61ページの2にあります。これは平成14年で、不正会計処理がまだ発覚してない時点の回答です。もう一度問い合わせをするというのも必要じゃないかと思しますので、その辺を検討お願いします。

また、先ほど、事務局の方が、監査委員事務局から、別に分からなくても監査請求できるよと言ってますが、それはできます。即、却下です。該当職員の名前が分からないものは、補正要求して、すぐ却下すると言ってますから。都合のいいような答えばかり言わないでください。

はっきり言いますと、自治法で監査請求ができるというのに、自治法の15条で規則は法令に違反してはならないと書いてあるんですよ。規則変えるのが当然だと思います。もう一度、政策法務課の方で検討をお願いします。そして、審議会の方ではもう一度審議をお願いします。以上です。

多賀谷会長

どうぞ。

傍聴人（中谷氏）

私、情報公開を97年から続けております、中谷と申します。今でも、自分の高校の教員で経験したこと、それからさらに情報公開等で行政側から学んだことに基づいて、またこの機会に発言しようと思えます。それです、資料を2点ほどお配りしたいと思います。

情報公開制度、これがやはり行政の民主化を進める一番手っ取り早いものですし、本来あるべきなのが、今まで大化の改新以来、お上意識が日本では強すぎて、お上のやることはどうしても逆らえないということがあったんだけど、この情報公開制度がオープンになって、行政とお上と、官僚と、それから県民、住民、国民の間の壁がなくなったと、こう考えております。そういったので、さらに千葉県においては情報公開制度が発展して、よりよい県政が施行されるように願ってるものであります。

それで、今、お配りしたのは、一転この情報公開制度とは、ちょっと考えると、これは個人情報のことですので、異なるかとは思われるんですけど、やはり情報公開制度が、さっきも言いましたように、住民のための、住民の目線での、先ほど委員も言われましたけれど、住民の目線で行政がやってもらいたいというようなこと、そのための

参考になるのではないかということで資料をお配りいたしました。

それで、御説明しますと、1枚目が新聞記事であります。これは、いわゆる高校の教員の勤務評定書にかかる開示についての千葉県個人情報保護審議会の答申に関する記事であります。13日に毎日が報道いたしまして、あと、その次の朝日、それから、千葉日報が追いかけております。それからさらに、その裏の左側にあります、これは東京新聞とそれから日経は全国版に載せました。ここでは、議会事務局のちょっとミスで、東京新聞は中央版と書いてありますけれども、これは全国版です。これは、第2社会面のトップになっております。

それから後は、本件について、もう1枚の紙ですが、「本件について（要点整理）」というところで、8月13日付けで丸で消してあるところ、これは固有名詞なんです、私とそれから仲間の何人かのうちの一人です。それで、ちょっと論議して、まだ十分検討してないところもあるんです、本当は僕の仲間というのはもう少しありますんで、やるけれども取りあえずまとめておこうと、たたき台ということでまとめたものが、この文章であります。

それから、もう一つ、その右側にありますのが、これ、勤務評定書、今度、この答申の対象となった文書のうちの1枚であります。それで、行政側が消したものが、分かりやすくですね、Aのところの「職務の状況」、それから、あと、Bのところの「サービスの状況」、それからEの「概評」というんですか、こういうところ全部、四角に真っ黒に塗ってあるのが、これは、行政が消していた文章であります。

それから、私が、今度、本人が出したっていいよって言ってただけでも、ちょっとまずいと思って、僕が独断で消したのが請求者の名前と、それから免許状の教科名、それから月給だとか、そういったものは、行政が消したのと違うように、行政が消したのと分かるように丸で消してあります。これを一緒にとじなかつたのは、別々にした方がやっぱり新聞記事を見て、理解しやすいのかなと思って、別にしたわけであります。

それからさらに、この勤務評定書の中で、1か所だけレ点を打ってあります。Aのところの「学級経営」ですか、これ、レ点を打ってあるんですけれども、これが開くまでも、5、6年かかっています。どうということかということ、これもやはり千葉県の行政の資質が分かるんですが、どうということかということ、僕は、これは僕の字じゃないんです

けど、その後、辞めてからすぐ、部下がやはり同じものを開示請求やりました。初めのうちは出てこなくて、2回目だったかな、出てきました。出てきたけれど、たまげたのは、僕は学級経営をやってないんだけれども、クラス担任をやってませんでしたから、それなのに真っ黒になってるんですよ。

それで、これ、おかしいんじゃないですかって、異議申立てをやっていったらですね、その次の決定ではこれが出てきたということ。たったわずか1行が開くのにでも、県民はものすごい塗炭の苦しみをするとということが、この例でお分かりいただけたらと、委員の皆様方に。

そこでですね、今度はこの個人情報の開示がどのような影響を持っているのかなあというのを、ちょっと考えてみたんですけども、2年前、ちょうど我々が、先ほど、傍聴人の村越さんから発言があったように、我々の仲間が全国大会を千葉県でやりました。その時に、大分県で、大分県の教育委員会の幹部職員の逮捕劇があったわけですね。その時、どういうことかということ、大分県教委が管理職登用に当たって、長年組織ぐるみで、金でポストの売り買いをやってたと。それは最終的には警察によって御用になったと。しかもこれ、次長、ナンバー2かな、それも捕まってるわけですよ。

そういうふうにしないとポスト付けないというようなことが明るみに出たわけです。そこで僕は早速ですね、大分の仲間に電話で頼んで、千葉に来るんだから、その時、やっぱり貴重な資料を持ってきてくれませんかかっていって、全部をもらいました。それで、また、千葉県教育委員会ともいろいろやり合ったんですけども、やっぱり同じような雰囲気がある。しかも僕の親しい何人からも、おれはあいつを校長にしてやったとか、堂々と言う事態だった。しかもこれは明るみに出なかった。残念ながら、僕らの追求の力がなかったと思います。

そこでですね、どうしてこんなおかしなことができるかということを考えて、この勤務評定書が本人に開示されていないことを、これをいいことにして、校長たちがお手盛りで、自分の気に入った職員にはいい点付けて、それで、このお方が、要するに、管理職登用試験、いわゆる教頭試験の後に受ける。ということは裏で回して受かるようにしてると。当然また後ろではおかしな勢力が動いていると。こういうことがあったわけですね。それを僕は目の当たりにしてるわけな

んですけれども。

そうすると、当然、この本人には開示はできるはずだ。ところが組合でさえも、千葉県高等学校教職員組合といたら、かなり力のある組合だと僕は思ってる。僕もそこにいたことは誇りに思ってますけれども、その組合が、組合員に対しては、校長が評定するのを見てくださいと、団体交渉では見てもいいようになってるんだと。ところが実際に、そういっても、実際は見せない。その見せないからくりはこういうところにあつたんだということを実感しているわけでありませう。

このように、今度これが全部オープンになってくるといふことは、このように腐敗している教育行政、それを正すところの元になっていくんだらうと、そういうことを期待しているわけだ。それは千葉県だけじゃなくて、文科省も重視、僕も文科省には随分いろんなことで行きましたし、それから、転落事故、生徒が校舎から降ってくるとか教員が言ってるんですけれども、それをなくさせるために、ある県民とともに何回か行って、最近、施設の設置要綱だったかな、それが変わってきてるんですけれども、そういったようなことで、いろんな所へ出入りしてまして、いるんだけれどもこういったものも、この一件も、少しやはり教育行政が正すことになっていくのかなあと。姿勢を正してくれることになるのかなあと思っております。

要するに、情報公開というものが、やはり行政に大きな影響を与えていく、この証拠がこういったことだらうと。さらにこれは、また進めていかなきゃいけないのかなあといふことは、私が考えてるところであります。

ところがやはり、さらに千葉県の教育委員会がいかに遅れてるかといふことを、幾つかまたほかの例で、お話したいと思ひます。

それはですね、これは総務部の総務課の行政改革推進室が所掌しているところで、「審議会等の設置及び運営等に関する指針」というのがあるんですね。これもちょっと県民目線から見ると困ったなあと思うんですけど、まず、これいつ作ったかという日付がないんです。だから、これもまた、行政側の方が何人かいるから、今後こういうのは全部やってもらいたいと思うんですけどね。例えば最近出した、入札についてのやはり、指針みたいなのを作ってるけれども、これまたいつ作ったか日付がない。それじゃ困る。

それはそれとして、この中で、会議を全部公開しなさいといふこと

を言ってます。会議の公開ですね。審議会等の会議については、千葉県情報公開条例、やはりこの組織大事なんですよ、この皆さん方がいらっしゃる。この「千葉県情報公開条例第 27 条の 3 の規定により非公開とする場合を除き公開とするものとし、透明性の向上に努めるものとする」と、うたってるんですね。

ところが、教育委員会はたまげたことに、僕が知ってるだけで二つばかりオープンにしてない、隠し財源じゃなくて、隠し委員会ですね。それ、何かというと、「みんなで取り組む千葉教育会議」というのがある。これ、たまたま僕が、9 階、千葉県教育委員会の事務局がある所、エレベーターで降りたら、真っすぐにぼんとあって、案内文があったんです。会議を開く所はここですよというね。それで気が付いたから、それで、早速開示請求したら、これが出てきた。そういったことがありますんで、やはり、苦情処理も大事なんだけれども、情報公開推進という立場でも、果敢に、積極的に取り組んでいただきたいと。まだ、言いたいことがありますけれど、今日はこれで終わりにします。じゃあ、どうも。

傍聴人

私は、地域医療の問題で、県の方に情報公開を何回かやってるんですけども、非常に、知事が入ってやってる会議の会議録が、先ほど話にもありましたように、不存在という理由の下に却下するんですね。すごくそういったことについて、この情報公開の問題について限界を感じるわけです。結局、御自分らから管理しているやつは、すべて税金でもって、税金の時間外につくった資料が、大事だと思われるものに関しては不存在というような理由で。これは健康福祉部ですよ、所掌している所は。

時間もございませんので、そのようなことが非常にまずいんじゃないかと。裏の部分でいろんなことを話し合う。知事含む、その地域の首長、議会議長、副議長らが構成する会議です。それが、普通の人たちに知られないようなことを話し合われてるということの裏返しにもとれますから、そういったことがないように、さらにこの情報公開を進めていただいて、もっと民主的でクリーンな県政をやっていただきたいということを申し上げたいと思います。以上でございます。

傍聴人

浦安から来ましたヒロセと申します。2 点、申し上げたいと思います。まず、最初の方がお話がありましたように、開示されるまでの期間が、県は 1 か月ですけど、何でこんなにかかるんですかと。現在あ

る文書を見せてくださいというのが情報公開の制度ですから、それを1 か月もかからないと出てこないというのは、非常に県民として納得できません。私、浦安市は2 週間です。進んだ自治体は1 週間で出します。それは量に限らず、1 枚であろうが段ボール一つになろうが、情報公開を、本当に、これは市民に、国民にとって必要だと認識している自治体は1 週間で出してくるところがありますので、是非、県も取り組んでいただきたいと思います。

あと、それから、その開示の仕方なんですけども、請求はファクスとかメールで、パソコン上でできる。その取り方、私たち、こう市民が、県民が手に入れる方法なんですけども、郵送かあるいは直接こちらに来るといことなんですけど、これもネットで取れるような自治体がもう出ております。そうすると、本当にお金がかからないで、公文書を家にいて手に入れることができますので、是非そういう検討もしていただきたいと思います。

あと、今のに関連してなんですけども、県の場合は郵送で送っていただけることと、あともう一つ、こちらに来て、いただくこともできます。こちらに来るとい方法を選ぶと、担当課の人も窓口で対応しますよといことなので、わざわざ浦安からお金を使って、こちらに何回か来たんですけども、その担当課の人が窓口で対応するとい理由といのは、説明をしますと、その公文書の内容について説明しますからといことだったんで、これじゃあ郵送で取るよりも、時間があればこっちに来て、担当課から、分からなければ、開示された文書の内容が分からなければ、説明を受けられるんだと思っ、来たことが何回かあります。

ところが、いざ説明、この数字の意味を教えてくださいと聞くと、そんなの分からないと。どういことなんでしょうか。分からなければ、調べてから、後日でいいから教えていただきたいと思います。今日すぐ教えるといことじゃなくて、担当課さんはいっぱい書類を管理しているわけですから、すべての数字を県民に対して説明することは無理だといの、これ、分かります。ただ、時間をかけてでもいいから、説明するとい、説明しますよといことで、ここで手渡しになるわけですから、そうであるならば、責任を持って説明していただきたいと思いますね。

結局、私は欲しい数字、データをここでいただきまして、公文書い

ただきまして、説明は全く、何度来てもしていただけなくて、結局、ある団体の、これは公文書だったんですけど、直接その団体に聞きに
いってくれという、そういうお話になってしまって、それで、私も
ちょっとおかしいんじゃないかと。県の職員さんは、単に文書を保管
してるのが仕事なんですかと。私たちからすれば、文書を保管じゃな
くて管理している、その中身も精査して把握してなければいけないと
いうふうに私たちは認識するんですね。保管業ではないんだっていう
ことの認識を是非持っていただきたいと思います。以上、2点につい
て、要望を出させていただきました。

多賀谷会長

そのほか、御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局から何かございますでしょうか。

事務局（濱崎）

特にございません。

多賀谷会長

それでは、だいぶ時間かかりましたけれども、これをもちまして、
平成 22 年度第 1 回千葉県情報公開推進会議を閉会いたします。皆さ
ん、御苦労さまでした。

会議録署名人

会議録署名人